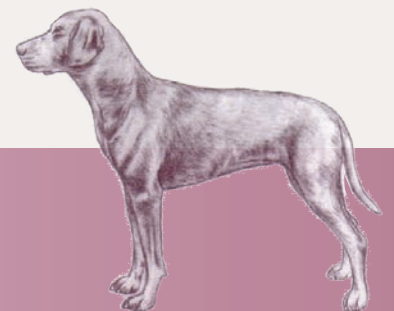
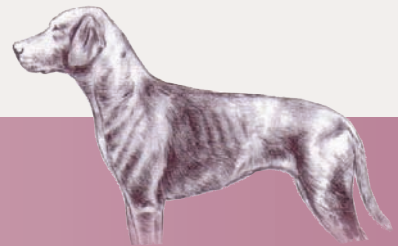
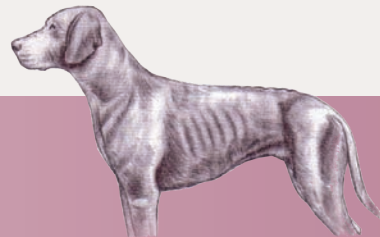
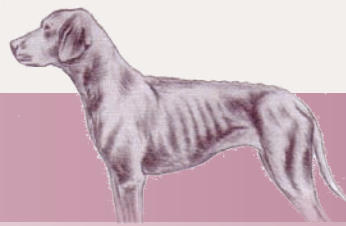


動物の遺棄・虐待事例等調査報告書

平成 21 年度



環境省

平成 21 年度 動物の遺棄・虐待事例等調査報告書

●もくじ

I	はじめに	2
II	動物の遺棄・虐待事例一覧	3
	1. 動物の保護及び管理に関する法律(旧法)及び 動物の愛護及び管理に関する法律違反統計	
	2. マスコミ報道された動物の遺棄・虐待及び関連法違反及び違反容疑一覧	4
	① 動物の愛護および管理に関する法律	
	a. 殺傷	4
	b. ネグレクト	13
	c. 遺棄	15
	② 刑法(器物損壊罪)	18
	③ 狂犬病予防法	22
III	英国における動物虐待判例	24
	◎付録 英国動物福祉法2006に基づく 改善指導用様式(英国環境食料地域省作成)	36
IV	動物の遺棄・虐待の防止に向けて	38
V	参考	39
	1. 動物虐待とは	40
	2. 動物の福祉とは	40
	5つの自由	41
	5つのニーズ	41
	5つの飼い主責任	41
	3. R. ロックウッド博士「アニマルホーダー(劣悪多頭飼育)」講演要旨	42
	4. 犬・タフツ・アニマル・ケア&コンディション尺度(TACC)	46

I はじめに

ペットブームと言われて久しく、今、いろいろな動物が日本で飼われております。マスコミでも動物のことが取り上げられる機会が多く、中には「かわいい」とか「癒される」という言葉で動物の飼育を煽るような番組もあり、その言葉に乗って、飼う前に必要な事項を十分に検討せずに動物を飼い始める人々もいる現状です。それでも、多くの動物は人と共に幸せに暮らしていると思われませんが、飼い主に適正な飼育方法に関する知識がないために、本来の生理・生態・習性を見失い、心身の健康を害していたり、多大なストレスを被っている動物もいます。さらに、残虐に殺傷したり、必要な世話をせずに放置したり、遺棄したりという動物虐待事件も依然として発生しています。また、飼い主に周りへの配慮が足りないことで、近隣住民に迷惑をかけ、苦情を生み出して動物が悪者扱いされているような事例も発生しています。

「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、動物愛護管理法という）」第 44 条において愛護動物をみだりに殺傷した者は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金、愛護動物に対しみだりに給餌・給水をやめ衰弱させる等の虐待を行った者は 50 万円以下の罰金、愛護動物を遺棄した者は 50 万円以下の罰金となっています。これらの規定を具体的に運用していくために、平成 19 年度に動物の遺棄・虐待事例調査報告書を作成しました。しかしながらその後もマスコミをにぎわす事例が相次いでおります。

人と動物が共に幸せに暮らす社会を築くには、このような動物虐待や遺棄に対応すると同時に、生命尊重・動物福祉の普及啓発、飼育環境・健康管理の改善指導を通して、未然に動物虐待を防ぎ、近隣への迷惑を防止することが、動物愛護行政の重要課題となっております。このためには、虐待等とみなされる場合には、しっかりと対応して事例を積み上げていくとともに、どのような行為が虐待等とみなされるのか、事例集をまとめていくことが重要です。

本報告書は、前回に引き続き、平成 15 年以降の動物愛護管理法違反にかかる虐待事例とともに、動物愛護管理法以外の法律に基づいて対応することも踏まえて、それらの事例も収集・掲載しました。また、前回同様海外における虐待の判例も例示しています。動物の虐待・遺棄を防止するための普及啓発資料として活用していただければ幸いに存じます。

Ⅱ 動物の遺棄・虐待事例一覧

1. 動物の保護及び管理に関する法律（旧法）及び動物の愛護及び管理に関する法律 （平成 12 年 12 月施行）違反人員

（単位：人）

年 別	通常受理	起 訴	不 起 訴
昭和 49年	13	8	4
50年	6	4	1
51年	6	4	9
52年	9	3	4
53年	5	4	3
54年	6	3	3
55年	4	2	1
56年	10	5	1
57年	5	2	5
58年	6	3	1
59年	6	3	3
60年	3	2	2
61年	5	3	0
62年	5	2	4
63年	3	0	3
平成 元年	7	3	3
2年	3	2	2
3年	7	4	1
4年	11	4	0
5年	9	4	4
6年	11	2	9
7年	2	3	1
8年	12	1	11
9年	12	5	7
10年	8	4	4
11年	3	0	3
12年	14	4	11
13年	18	7	10
14年	39	18	22
15年	12	3	9
16年	27	8	21
17年	47	15	27
18年	48	12	35
19年	41	14	36
20年	52	21	47

出典：検察統計年報

注）起訴又は不起訴が翌年に繰り越される場合もあるため、それらの人数の合計と通常受理数とが一致しない年もある。

2. マスコミ報道された動物の遺棄・虐待及び関連法違反及び違反容疑一覧

①動物の愛護および管理に関する法律

a. 殺 傷					
	日付	新聞社	地域	動物	内 容
1	2003/1/15	静岡新聞	静岡	猫	浜松市内で、虐待を受けたとみられる野良猫が相次いで発見されている。動物病院によると、血たんを吐いたり、血便を出すなど毒物を飲まされた症状が見られる上、呼気に農薬のにおいがしたことから、農薬などの毒劇物を飲まされた可能性も極めて高く、猫は数日後に死んでしまった。
2	2003/2/1	四国新聞	香川	犬	後ろ足に金具が食い込んだ状態の大型犬が国分寺町内で見つかり、坂出署は虐待とみて動物愛護法違反の疑いで調べている。発見当時、首から伸びた鎖の先端についた登山用具のカラビナ様の金属リングが右後ろ足の裏の肉を貫通しており、自由に歩けない状態だった。治療した獣医師によると「人為的な傷の可能性が高い」という。
3	2002/3/16 5 2003/6/24	読売新聞 共同通信 毎日新聞 栃 木 ニュース	栃木	猫 犬	16 日、宇都宮市内の公園で、黒猫 1 匹が立ち木の枝に、首にロープが巻きつかれて死んでいるのを、散歩中の女性が発見、動物病院を通じて宇都宮中央署に通報した。同署で動物愛護法違反の疑いで捜査している。(2002/3/16 読売新聞) 15 日、宇都宮市の釜川沿いの公園の柵に、猫が首をひもでつるされ、釜川に沈められた状態で死んでいるのを巡回中の宇都宮中央署員が見つけた。この公園では 3 月にも、猫が立ち木に首をつるされて死んでいるのが見つかった。同署は手口が似ていることから同一犯による悪質な虐待の可能性が高いとみて、動物愛護管理法違反の疑いで捜査している。(2002/5/16 共同通信) 17 日、宇都宮市、空家の栃木県職員住宅裏庭で、近くに住む会社員 (59) の飼い犬 (♀・ブルテリア) が、頭から血を流して倒れているのを、探していた妻 (59) が発見、宇都宮中央署に届け出た。調べでは、犬は連れ去られたうえ、棒状のもので 6、7 回殴られたとみられる。同署は市内で 4 件相次いだ猫の虐待死事件と同一犯の可能性があると見て、動物愛護法違反、器物損壊、窃盗の疑いで捜査している。(2002/5/17 毎日新聞) 宇都宮中央署は 21 日、宇都宮市内で他人の飼い犬を撲殺した器物損壊容疑で同市、無職、男性 (21) を逮捕した。15 日夜、猫 2 匹がビニールひもで首をつるされて死んでいた事件も自分がやったと認めているという。(2002/5/21 毎日新聞) 他人の飼い犬をゴルフクラブで殴り殺した事件で、宇都宮地検は 24 日までに器物損壊の疑いで逮捕、送検された宇都宮市の無職男性 (21) を、犬の飼い主の同市の会社役員 (59) が告訴を取り下げたため処分保留で釈放した。(2002/10/25 栃木ニュース) 宇都宮市内の公園で昨年 3 月と 5 月、猫計 4 匹が殺害された事件で、宇都宮地裁は 23 日、同市、無職、男性 (22) に対し、動物愛護法違反の罪で懲役 1 年、執行猶予 3 年 (求刑・1 年 6 月) の有罪判決を言い渡した。今回の事件で検察側は器物損壊と動物愛護法違反の罪で在宅起訴した。しかし、4 匹のうち 1 匹の殺害について、裁判官は、猫が首輪を付けておらず飼い猫の特徴がなかったことや、被告が「餌付けされた野良猫」と認識していたことを挙げ、「客観的には飼い猫だが、(被告が) 他人の所有物と認識していたことには疑問が残る」として器物損壊罪ではなく、同法違反の罪で有罪とした。(2003/6/24 毎日新聞)
4	2003/3/29	朝日新聞	栃木	猫	宇都宮市内の路上で 28 日、後ろ左脚を切断された猫を飼い主の男性 (55) が見つけ、110 番通報した。宇都宮南署員は動物愛護及び管理に関する法律違反の疑いで捜査している。
5	2003/6/20	毎日新聞	広島	猫	呉市内の小学校の校庭で、今月 6 日と 11 日の早朝に、何者かに虐待された猫の死体が放置されていたことが 18 日までに分かった。動物愛護団体は、動物愛護法 27 条違反として呉署に調査を要請する。
6	2003/6/28	毎日新聞	東京	猫	27 日、東京都板橋区舟渡の都立浮間公園北西側の植え込みに、額にボーガン (洋弓銃) の矢が刺さったネコがいるのを釣り人が見つけ、公園管理事務所に届け出た。警視庁志村署は動物愛護法違反の疑いで調べている。
7	2003/7/2	福島民友	福島	猫	福島県会津若松市で、今年 3 月から 6 月にかけて、地区住民の飼い猫など 5 匹が、刃物のようなもので首や顔を切られ、惨殺される事件が相次いでいることが 10 日までに分かった。会津若松署は、悪質ないたずらと見て動物愛護法違反の疑いで捜査している。
8	2003/7/5	北海道新聞	北海道	猫	札幌市南区の住宅街で昨年 12 月から今年 6 月にかけて、野良猫の首や腹などに針金を巻きつけられる事件が 3 件起きている。札幌南署は 4 日までに、動物愛護法違反 (動物虐待) の疑いで調べを始めた。

a. 殺 傷					
	日付	新聞社	地域	動物	内 容
9	2003/7/18	毎日新聞	岩手	猫	盛岡市山岸で、舌を切断された野良猫が見つかった。複数の人間が関与した虐待の可能性も考えられることから、盛岡東署は動物愛護法違反の疑いで捜査している。
10	2003/8/2	毎日新聞	埼玉	猫	1 日、戸田市内の市道で、4 本の足にそれぞれ釣り針が 刺さり倒れている猫を、犬を散歩中の会社員が発見し、蕨署に通報した。同署は悪質な動物虐待として、動物愛護法違反の疑いで捜査している。
11	2003/9/10	時事通信	静岡	猫	近所の飼い猫に空気銃を発射し、けがを負わせたなどとして、静岡県警沼津署は 10 日、動物愛護法違反や銃刀法違反などの疑いで、同県沼津市、県猟友会、男性 (76) を逮捕した。
12	2003/9/28	共同通信	長崎	猫	28 日、長崎市内の中学校裏門前の路上で、生後間もない子猫が 刃物のようなもので腹を切られて死んでいるのを、同中の男性職員 (43) が見つけ大浦署に通報した。同署管内では 19 日にも、同市東山町の駐車場で、同様に腹を切られて 殺された子猫が見つかった。24 日にも同市出雲の路上で、頭部を切断された子猫の胴体が見つっている。大浦署は、場所が近接し手口も似ていることから同一犯による連続動物虐待とみて 動物愛護法違反で捜査、不審者への警戒を強めている。
13	2003/10/7	琉球新聞	沖縄	猫	6 日、大里村内の民家から猫の腹に矢が刺さっているとの連絡が県動物愛護センターにあった。同センター職員が現場に 駆け付けたところ、長さ約 107cm、直径約 3mm のスチール製水中銃のモリが腹部左側から右側にかけて貫通している猫を発見し保護。与那原署は動物愛護法違反の疑いで 捜査している。
14	2003/10/22	紀伊民報	和歌山	猫	串本町西地区で 17 日朝、野良猫 7 匹が死んでいるのが見つかった。前夜から路上に倒れていたり、朝、泡を吹いて苦しんでいる猫 を目撃した住民もいた。新宮保健所古座支所は「外傷はなく、状況から食べたものが原因と 思われる。断定はできないが毒物の可能性が大きい」と話 している。串本署のパトロールでは、毒物は見つかっていない。
15	2003/11/6	毎日新聞	秋田	猫	秋田市内の整形外科医院で 10 月下旬、空気銃のようなもので少なくとも 7 発撃たれてひん死の状態となった猫が見つかった。秋田臨港署は悪質な虐待とみて、動物愛護法違反 (愛護動物の殺傷) と銃刀法違反 (発射制限違反) の疑いで調べている。
16	2003/11/14	毎日新聞	佐賀	猫	佐賀県芦刈町の中学校で 12、13 の両日、首を切られた子猫の死体が相次いで見つかった。佐賀県警小城署は動物愛護法違反容疑で調べている。
17	2003/11/24	産経新聞	千葉	猫	県立青葉の公園内とその周辺で、今月中旬以降ネコの不審死が相次ぎ、付近の住民に不安が広がっている。頭を割られたり、ビニール袋に入ったネコの死体もあったことから、動物虐待で殺された可能性があるとして、県公園緑地課なども警戒を強めている。
18	2003/12/6	四国新聞	香川	猫	坂出市新浜町の市道で、切断されたネコの頭部が放置されているのが見つかった。坂出署は虐待による殺傷、遺棄の可能性があるとみて 動物愛護法違反の疑いで調べている。
19	2003/12/13	朝日新聞	栃木	猫	宇都宮市の無職男性 (43) が先月末、ペットに餌を与えないことで、動物愛護法違反の罪で宇都宮簡裁に罰金 10 万円の略式命令を受けた。
20	2004/1/31	北海道新聞	北海道	犬	旭川市末広地区で、飼い犬が火を付けて焼かれる事件が 1 月に入ってから 2 件発生していたことが 30 日、分かった。被害に遭ったのは 2 匹で、回復に向かっている。旭川中央署は、2 件の犯行手口が似ており発生場所も近いことから、同一犯の可能性もあるとみて、器物損壊と動物愛護法違反の疑いで調べている。
21	2004/2/25	不 明	埼玉	犬	21 日、蓮田市黒浜の市道で、近くに住む無職の男性 (61) が犬を連れて散歩をしていたところ、犬が道路に落ちていたソーセージのような物を食べ、約 5 分後に泡をふいて倒れ、間もなく死んだ。岩槻署は、毒物入り食品を食べた可能性もあるとみて、動物愛護法違反容疑で食べ残した食品の内容物などを調べている。
22	2004/3/1	毎日新聞	沖縄	猫	飼い猫を虐待してひん死の重傷を負わせたとして、沖縄県警八重山署は石垣市の会社員男性 (35) を動物愛護法違反容疑で那覇地検石垣支部に書類送検した。
23	2004/4/24	時事通信	長崎	ハト	23 日午後 7 時ごろ、長崎市内の小学校プール裏の雑木林で、首のないハトの死骸が木につるされているのを学校職員が見つke、浦上署に届け出た。同署は動物愛護法違反の疑いで捜査している。
24	2004/4/26	毎日新聞	栃木	猫	25 日、宇都宮市、会社員の男性 (53) が、隣家の母 (86) 方の駐車場に止めていた乗用車の下に、虐殺された子猫 4 匹が散乱しているのを発見し、宇都宮中央署に通報した。同署は動物愛護法違反の疑いで捜査している。同署の調べでは、2 匹は首に千枚通しで突いたような刺し傷があり、他の 2 匹はカッターナイフのようなもので頭や首が切られ、胴体や足の部分だけが残されており、鼻の一部も地面に落ちていた。
25	2004/5/1	産経新聞	神奈川	猫	横浜市磯子区杉田で野良猫が頭部を切断されたり、毛皮を切り取られるなどの残忍な方法で相次いで虐待されていたことが 30 日分かった。同地域では 1. 2 年前にも足を切断された猫が発見され、さらに 10 数年前から薬殺された猫が度々捨てられるなど、長年にわたって虐待が続発。昨年 8 月、動物愛護法違反 (愛護動物虐待) の罪で、被告発人不詳のまま磯子署に告発した地域住民は、同日同署を訪れ、虐待の手法がエスカレートしているとして再度説明、再発防止を訴えた。

a. 殺 傷					
	日付	新聞社	地域	動物	内 容
26	2004/5/27	日刊スポーツ	兵庫	ウサギ	兵庫県伊丹市の中学校の校庭で、首を切られるなどしたウサギ 2 匹の死骸が見つかり、伊丹署は 27 日までに動物愛護法違反容疑で捜査を始めた。
27	2004/5/26	FNN Headlines	茨城	犬	5 月 20 日、大洗町の女性がしっぽを切断された犬を見つけた。しっぽは根元から切られていて、鋭い刃物などで人為的に切断された可能性が高いという。警察は人為的な行為であれば、動物愛護法違反の疑いがあるとみている。
28	2004/6/10	神戸新聞	兵庫	猫	神戸市の住宅街で 5 月末から、頭を切断されたり腹部を裂かれた猫の死がい 3 体が相次いで発見されていたことが、10 日までに分かった。神戸西署は動物愛護条例違反、器物損壊容疑で捜査を開始。
29	2004/7/23	京都新聞	滋賀	猫	22 日、滋賀県の小学校で、グラウンドのサッカーゴールの後方ネットに、切断されたネコの頭部が絡まっているのを近くで遊んでいた中学生 2 人が発見し、教頭 (53) が日野署に通報した。同署は何者かがネコを殺して頭部を持ち込んだ可能性もあるとみて、管内の小中学校と周辺の警戒を強化する。
30	2004/8/4	京都新聞	滋賀	猫	3 日、滋賀県近江八幡市の市図書館東側の芝生で、職員が子ネコ 2 匹の死がいを見つけ、届け出た。近江八幡署は原因を調べる一方で、何者かが死がいを図書館まで運んで捨てた可能性もあるとみている。
31	2004/8/30	読売新聞	福岡	猫	24 日、福岡市中央区の団地 3 号棟東側の広場に、切断された猫の頭部が置いてあるのを、住民が発見。通報を受けた福岡県警中央署は悪質ないたずらとみて、動物愛護法違反容疑で調べている。
32	2004/9/21	四国新聞	香川	犬猫	20 日、善通寺市内の寺付近で、犬と猫が 5 匹死んでいると善通寺署に通報があった。同署によると、同日午前 5 時ごろから午前 7 時ごろにかけて、寺の境内で犬 1 匹と猫 2 匹、北に約 30m 離れた畑で犬 2 匹がそれぞれ嘔吐して死んでいるのが相次いで見つかったという。目立った外傷はなく、毒物による殺害の可能性もあるとみて、同署は動物愛護法違反の疑いで捜査するとともに、付近の住民に不審者や不審物への注意を呼び掛けている。
33	2004/11/10	共同通信	大阪	猫	10 日、大阪府豊中市の小学校のグラウンドの砂場で、男性教諭 (43) が首のない猫の死骸を見つけ、豊中署に届け出た。同署は何者かが猫の首を切断して捨てたとみて、動物愛護法違反の疑いで捜査を始めた。
34	2004/11/17	毎日新聞	大阪	猫	首にガムテープの芯をはめられた猫を、住之江区で住民が見つけた。連絡を受けた動物愛護団体が保護し、動物病院で芯を外した。
35	2004/11/26	産経スポーツ	兵庫	猫	25 日、兵庫県三木市の無職女性 (78) 宅で、玄関脇のブロック塀の上に子猫の頭部が置かれているのを女性が発見、三木署に通報した。同署は動物愛護法違反容疑で調べている。
36	2005/1/21	共同新聞	大阪	猫	大阪府の公園などで昨年夏以降、虐待され死んだとみられる猫が 25 匹も見つかった。中には首と体をバラバラにされた猫も。うち 1 匹を殺したとして、動物愛護法違反容疑で大阪市の無職の男 (28) が鶴見署に逮捕されたが、ほかにも虐待した人物がいるとみられている。
37	2005/1/29	毎日新聞	神奈川	ネズミ	27 日、平塚市のビル 7 階のペットショップに男が訪れ、飼育ボトルに入ったスナネズミ 1 匹 (997 円) を買った。男は間もなくボトルに液状せっけんを入れて戻り、ぐったりしたスナネズミを男性店長 (60) に見せ「死んだ」と伝えたため、店長が男を取り押さえ、平塚署に通報した。男は動物愛護法違反 (動物をみだりに殺す行為) 容疑で現行犯逮捕された。逮捕されたのは、同市、無職、男性 (42)。
38	2005/1/31	共同通信	大阪	ウサギニワトリ	31 日、大阪府豊中市内の小学校のウサギ小屋で、ウサギ 15 匹とニワトリ 1 羽の死骸を警備員が見つけた。豊中署は何者かに殺されたとして動物愛護法違反などの疑いで捜査を始めた。調べでは、ウサギ数匹の腹などに刃物で刺されたような傷があり、ニワトリは頭部が切断されていた。小屋にほとんど血痕がなく、毒物をのませるなどして殺し、死骸を傷つけたとみられる。
39	2005/2/19	産経スポーツ	大阪	猫	大阪府池田市内の公園で 18 日、猫 17 匹の死骸が見つかった。死骸は約 600m のハイキングコース沿いに点々とあり、近くには段ボール箱が散乱。池田署は、何者かが毒物などを飲ませて殺した可能性もあるとみて、器物損壊と動物愛護法違反の疑いで捜査を進めている。
40	2005/3/3	毎日新聞	岡山	猫ハト	岡山市の小学校の学区内で、昨年夏から今年 2 月にかけて、頭部が切断されるなどした猫やハトの死がい放置されている事件が、10 件相次いでいることが、2 日分かった。同学区の町内会では、ホームページや回覧板で注意を呼びかけている。
41	2005/3/10	神奈川新聞	神奈川	猫	横浜市西区内の公園で 2 月下旬から、虐待された猫が相次いで見つかったことが 10 日分かった。針金で尾や足などを縛られ、池の中で死んでいたのもあった。同区などでは、パトロールや公園周辺に虐待防止を呼び掛けるチラシを掲示するなどの対応を取っていく。
42	2005/4/4	共同通信	埼玉	猫	地域猫運動が盛んなさいたま市で、猫の虐待が相次いでいる。1 月 13 日、さいたま市内のマンションをすみかにしていた地域猫が死んだ。毒物を食べたとみられ、苦しんだ形跡があった。

a. 殺 傷					
	日付	新聞社	地域	動物	内 容
43	2005/4/9	南日本新聞	鹿児島	猫	鹿児島市吉野地区で、針金が胴体や足を締め付けた状態で巻きついた猫が相次いで見つかった。同地区内では 2 月末から、被害にあったノラ猫や飼い猫計 4 匹を住民が目撃、うち 3 匹が保護された。猫は近くの動物病院で針金を切断、治療を受けた。
44	2005/4/14	毎日新聞	愛媛	猫	今治市内の住宅街で先月、ノラ猫の首や胴に針金やコードが巻きつけられているのが相次いで見つかった。今治保健所などは「動物愛護法で禁止されている動物虐待に当たる」と警告している。今治署も「虐待現場を見かけたら通報してほしい」と呼びかけている。
45	2005/5/28	共同通信	岐阜	猫	27 日、岐阜県神戸町の保育園の花壇で、頭部などを切断された子猫の死骸を職員がを見つけ、大垣署に届け出た。同署は夜間に何者かが侵入し、死骸を放置したとみて軽犯罪法違反などの疑いで捜査している。
46	2005/6/1	毎日新聞	兵庫	猫	5 月 31 日、伊丹市の小学校の駐輪場で、登校してきた男性教諭（26）が、下腹部から左足にかけて裂かれている子猫の死がいを見つけた。伊丹署は動物愛護法違反容疑で調べている。
47	2005/6/12	南日本新聞	鹿児島	猫	鹿児島市の市営住宅駐車場で、首を切断された子猫の死体が見つかったことが、11 日分かった。同署は同日、実況見分を行うとともに周辺で聞き込みをして、不審な人物の目撃情報がないかなど調べている。
48	2005/6/22	共同通信	福岡	猫	22 日、福岡市中央区のアパート 1 階の玄関前で、住民が首と胴体が切断された子猫の死骸を見つけ、110 番した。また同 9 時 50 分ごろ、同区の保育園の敷地内で、園児（5 つ）が腹部を切られた猫の死骸を見つけ、同園の女性職員が中央署に届けた。アパートの同じ場所では 21 日にも胴体だけの死骸が置いてあった。同署は動物愛護法違反容疑で捜査。
49	2005/7/20	毎日新聞	千葉	犬	佐倉署は 19 日、飼い犬を虐待したとして、佐倉市の自称ウェブデザイナー、男性（44）を動物の愛護及び管理に関する法律違反で逮捕した。調べでは、容疑者は今年 9 日にラブラドルレトリバーの生後 2 カ月の子犬（オス）を購入。自宅で、けったり、足を持って逆さにするなどして、左前足を骨折させるなど虐待を加えたうえ、11 日朝に自宅近くのゴミ捨て場に放置した疑い。同じゴミ捨て場では 5 月 20 日にけがをした同品種の子犬が捨てられ、6 月 16 日にも死んだ同品種の子犬が見つかったことから、同署は余罪を追及している。
50	2005/8/1	不明	岐阜	猫	多治見市で、生まれたばかりで、野良猫とみられる猫が、手足をたこ糸で縛られたまま木につるされた状態で発見された。
51	2005/11/20	共同通信	埼玉	ウサギ	19 日、埼玉県熊谷市内の小学校の動物飼育小屋で、飼っていたウサギが首を切断された状態で見つかり、校長が近くの交番に届けた。これまでも 2 匹が殺されており、熊谷署は何者かが盗んで別の場所で殺し、飼育小屋に戻したとみて、窃盗容疑で調べている。
52	2006/1/30	共同通信	福岡	猫	福岡市の路上で、腹を切り裂き内臓や骨を取り出した猫の死骸が放置されているのが 30 日までに見つかった。福岡県警中央署は動物愛護法違反事件として捜査を始めた。
53	2006/2/15	読売新聞	東京	ウサギ	東京都江東区の小学校で飼育されていたウサギを、サッカーボールに見立ててけり殺すなどしたとして、警視庁少年事件課と深川署は 15 日、同区の無職少年（18）を動物愛護法違反や建造物侵入などの疑いで逮捕、別の事件で逮捕されていた無職少年 2 人（いずれも 18 歳）を同容疑で追送検したと発表した。調べによると、3 人は昨年 5 月 8 日、同区内の小学校に無断で侵入し、飼育小屋からウサギ 1 匹を勝手に持ち出し、同区内の公園でウサギを何回もけって殺し、同 7 時ごろ、近くの運河へ捨てた疑い。
54	2006/2/23	山陽新聞	岡山	犬	22 日、倉敷市の路上で、右後ろ脚が切断された子犬を通りがかった同市内の男性が発見。鋭利な刃物で切られたとみられ、動物病院で手当てを受けさせるとともに、水島署に届け出た。同署は動物愛護管理法違反の疑いで捜査している。
55	2006/3/6	時事通信	神奈川	チャボ	小学校で飼育されていたチャボ 4 羽を殺したとして、神奈川県警相模原署は 6 日、相模原市の中学 3 年の男子生徒 2 人＝いずれも（15）＝を動物愛護法違反の疑いなどで追送検した。
56	2006/3/19	日刊スポーツ	福岡	カメ	新聞社の支局長（39）が、ワシントン条約で商取引が禁じられている希少動物のホウシャガメ（マダガスカルホシガメ）を購入した上に殺したとして、種の保存法と動物愛護法違反容疑で福岡地検に書類送検されていたことが 18 日、分かった。カメを買ったペット店の店主が今年 1 月に逮捕されたことを知り「まずいと思い死なせた」と、供述している。同県警が販売先を調べたところ、支局長を含めた数人がカメを買っていたことが判明した。
57	2006/4/19	中国新聞	岡山	猫	倉敷市は 18 日、同市内の公園の園内や周辺で最近 1 カ月余りの間に、猫の死骸 14 匹を確認したと発表した。市は倉敷署に周辺パトロールの強化を依頼し、警戒を強めている。14 匹のうち 2 匹は、頭がへこんでいるなど目立った外傷があったという。
58	2006/4/20	毎日新聞	島根	猫	20 日、島根県出雲市内のスポーツ施設の駐車場に子猫 7 匹の死体が放置されているのを施設の職員が発見し、県警出雲署に届けた。さらに、約 20 m離れたごみ箱と、別の駐車場でも 1 匹ずつの死体が見つかった。同署は何者かが地面にたたき付けたとみて、動物愛護法違反の疑いで調べている。

a. 殺 傷					
	日付	新聞社	地域	動物	内 容
59	2006/5/12	神戸新聞	兵庫	猫	北区内の空きガレージにすみついていた猫3匹が、突然いずれも左前足を根元付近から失った。うち1匹は、まだ傷口から骨が見えるひどい状態。連絡を受けた神戸北署もパトロールを強化したが、不審者などの情報はなく、原因は分かっていない。同署は「事故の可能性もある。もし人為的な切断なら動物愛護法違反にあたる」としている。
60	2006/5/13	産経新聞	兵庫	猫	13日、神戸市須磨区の川の土手で「首のない猫の死骸がある」と、近所の住民が須磨署に届け出た。調べでは、首は鋭利な刃物で切断されたとみられ、須磨署が動物愛護法違反などの疑いで捜査している。須磨区では3月にも、何者かによって腹を裂かれたとみられる、内臓の露出した猫の死骸が見つかり、須磨署が関連を調べている。
61	2006/5/20	不 明	大分	猫	19日、別府市、廃棄物処理業、男性を動物愛護法違反の疑いで大分地検に送検した。5日、同市内のアパートで金銭トラブルの相手方を訪れる際、他の女性居住者（60）の飼い猫が鳴いてうるさいと、持っていた包丁で刺し殺した疑い。
62	2006/6/20	毎日新聞	山梨	猫	猫にエアガンを発射し、死亡させたとして韭崎署は19日、韭崎市、鉄筋工の男性（55）を銃刀法違反と動物愛護法違反の容疑で摘発した。男は「自宅の庭にいた（他の人の）猫がうるさくて腹が立った」と話しているという。
63	2006/6/30	北海道新聞	北海道	猫	室蘭市の民家の前で29日、尻に矢が刺さったネコが見つかった。手作りの「吹き矢」とみられ、道によると、吹き矢が刺さった動物が見つかったのは道内では初めてという。
64	2006/9/13	中日新聞	岐阜	猫	手足をたこ糸で縛られたまま木につるされた状態で発見されたネコが、多治見市の動物病院に保護されている。同病院の院長は「かなりひどい虐待だ」と話している。
65	2006/9/14 2007/2/21	日刊 スポーツ 北海道新聞	北海道	犬	札幌・中央署は14日、店先につながれていたフレンチブルドッグを連れさり、後日飼い主らに追及されるとすきを見て自宅マンションのベランダから投げ落とし殺したとして、窃盗と動物愛護法違反の疑いで、札幌市の無職の女性（39）を書類送検した。調べでは、女性は8月28日、同市の飼い主（31）が買い物のため店先につないでいた犬を盗んだ。31日、当時女性が住んでいたマンションを捜していた飼い主らが訪れ追及されると、ベランダ（高さ17m）から投げ落として殺した疑い。 (2006/9/14 日刊スポーツ) 窃盗と動物愛護法違反の罪に問われた札幌市の無職女性（39）の判決公判が21日札幌地裁であった。裁判官は「被害者に精神的苦痛を与え、社会に与えた影響も大きく、責任は軽くない」として懲役1年、執行猶予3年（求刑・懲役1年）を言い渡した。 (2007/2/21 北海道新聞)
66	2006/10/21	毎日新聞	神奈川	カメ	20日、川崎市の上で、男が犬の首輪にひもをつけてカメをひきずらせて歩いているのを通行人の男性が目撃、「動物虐待では」と近くの交番に届け出た。男は駆けつけた神奈川県警川崎署の男性巡査（26）に怒鳴ってカメを蹴りつけたうえ、任意同行を求めた巡査の右手首にかみつки、公務執行妨害容疑で現行犯逮捕された。男は、カメの甲羅に穴を開けて、犬の首輪と長さ約1メートルのひもで結びつけていた。同署は動物愛護法違反（動物虐待）の疑いでも追及する。
67	2006/10/26	毎日新聞	兵庫	犬	25日、南あわじ市の無職の男性（59）から「散歩中の飼い犬が、道ばたに捨ててあった魚の頭部をくわえたら、突然、もがき出して死んだ」と南あわじ署に通報があった。同署は、動物愛護法違反の疑いで捜査している。同署員が現場付近を調べたところ、現場近くの道ばたと田んぼには、犬がくわえたのと同じ魚の頭部が2個捨てられており、付近の田んぼから、死後間もないネコの死がいも見つかった。さらに、飼い犬が死んだ現場東の道路沿いにある側溝からも、死後かなり時間が経過したネコの死がいが見つかった。同署は、死んだ飼い犬の胃の内容物を分析するほか、飼い犬がくわえた魚の頭部と、見つかった2個の魚の頭部に毒物のようなものが混入していないかどうか調べる。
68	2006/11/20 2007/2/9	毎日新聞 読売新聞 産経新聞	埼玉	猫	埼玉県警生活環境2課と新座署などは20日、水戸市に住む無職の男（20）を動物愛護法（愛護動物の殺傷禁止）違反の疑いでさいたま地検に書類送検した。調べでは、男は4月15日、当時住んでいた東京都江戸川区のアパートの風呂場で、公園で捕まえた猫の頭を踏むなどして殺した疑い。男はカメラ付き携帯電話で猫の死がいを撮影し、4月20、23日にインターネットの掲示板に画像を掲載していた。 (2006/11/20 毎日新聞) さいたま地検は20日、拾った猫を殺したとして動物愛護法違反容疑で書類送検されていた水戸市の無職男（20）（当時19）を同法違反容疑で逮捕し、さいたま地裁に同罪で起訴した。（2006/12/20 読売新聞） 猫を殺害し、画像をインターネットで公開したとして、動物愛護法違反の罪に問われた水戸市の無職の男（20）の判決公判が8日、さいたま地裁で開かれた。裁判官は「生命を尊重しない反社会的で劣悪な犯行」とする一方、犯行時、未成年だったことや対人関係に困難を抱える「アスペルガー症候群」が一因となったとして執行猶予つきの判決を言い渡した。判決は懲役6月執行猶予3年（求刑懲役6月）だった。 (2007/2/9 産経新聞)

a. 殺 傷					
	日付	新聞社	地域	動物	内 容
69	2006/12/20	よみうり テレビ ニュース & ウェザー	大阪	猫	大阪府泉佐野市で 20 日、背中を針金で何重にも巻かれた猫が泉佐野市のマンション駐車場で発見されマンションの住人と警察によって保護された。猫は手術を受け、回復し次第、動物愛護団体によって引き取る人を募集するという。
70	2007/1/14	毎日新聞	大阪	猫	13 日、大阪府豊中市の小学校で、校庭に首を切断された猫の頭部があるのを清掃活動に訪れた保護者が見つけた。約 6 時間半後には約 70m 離れた校内の菜園でも別の猫の死がいが見つかった。同校では 04 年 11 月に首のない猫の死がい別の砂場に埋められていたほか、05 年 1 月には飼育小屋のウサギ 15 匹とニワトリ 1 羽が殺されており、府警豊中署は動物愛護法違反（愛護動物の殺傷）の疑いで捜査している。
71	2007/1/16 2007/1/17	読売新聞 毎日新聞	神奈川	猫	動物病院から猫を譲り受けては虐待していたとして、神奈川県警南署は 16 日にも、横浜市内の無職男（42）を動物愛護法違反の疑いで逮捕する。調べによると、男は昨年 9 月ごろから同市内の動物病院で引き取り手がなくて処分される猫を無料で譲り受けていたが、猫は相次いで行方不明になり、舌を切られたり、腰の骨を折られたりした猫もいたという。11 月時点では 6 匹の被害が確認されているという。（2007/1/16 読売新聞） 動物病院で譲り受けた子猫を虐待したとして、動物愛護法違反容疑で逮捕された横浜市、無職、男性（42）が 06 年 12 月、同市内の店に「買った牛乳を飲ませたら猫が死んだ」とクレームをつけて現金 10 数万円を要求していたことが、南署の調べで分かった。同署は詐欺未遂容疑でも立件する方針。（2007/1/17 毎日新聞）
72	2007/1/30	毎日新聞	神奈川	猫	川崎市川崎区の公園で今月 27 日、左前脚と右後脚の骨が折れ、前脚の皮がむけた雄猫が見つかったことが分かった。川崎臨港署は動物愛護法違反（動物虐待）の疑いで捜査を始めた。
73	2007/2/22	毎日新聞	岡山	猫	津山市のアパート駐車場で左後ろ足にタコ糸のようなものを巻かれたオス猫が見つかり、津山署が動物愛護法違反の疑いもあるとみて調べている。
74	2007/3/13 2007/4/21	読売新聞 時事通信 神奈川新聞	神奈川	フェレット	ペットとして人気があるイタチ科の小動物「フェレット」を虐待する映像がインターネット掲示板に公開され、投稿者が神奈川県内に住むとみられることから、同県警に捜査を求める通報や電子メールが 100 件以上寄せられていることが 12 日、わかった。県警は動物愛護法違反の疑いで捜査を始めた。（2007/3/13 読売新聞） 神奈川県警生活経済課などは 11 日、動物愛護法違反容疑で同県厚木市、会社員、男性（30）を逮捕した。容疑者はフェレットやハムスター、ミニウサギなど 20 ～ 30 匹に虐待を加えたと話しており、同課などは余罪を追及する。（2007/4/11 時事通信） 横浜地検相模原支部は 20 日、動物愛護法違反の罪で厚木市内の無職の男（30）を略式起訴した。相模原簡易裁判所は同日、男に求刑通り罰金 50 万円の略式命令を出し、男は即日納付した。起訴状によると、男は 2 月 12 日午後 8 時 30 分頃から同 50 分ごろまでの間、自宅で飼育していたフェレットの首を左手で圧迫した上頭を右手で何回も強打して苦しみ鳴かせ、口と鼻を指でふさぐなど不必要な苦痛を与えた。（2007/4/21 神奈川新聞）
75	2007/4/13	毎日新聞	大阪	猫	12 日、大阪・寝屋川市で、背中に矢の刺さった白いネコが歩いているとの情報が府警寝屋川署に寄せられた。同署は悪質なはずらとみて、動物愛護法違反の疑いで調べている。
76	2007/4/20	毎日新聞	山口	猫	下関市の下関漁港内に 100 匹を超える子猫の死骸が捨てられているのが発見され、下関署は廃棄物処理法違反と動物愛護法違反の両容疑で捜査している。
77	2007/5/5	毎日新聞	山梨	猫	4 日、甲府市中心部の保育園の敷地に、猫の死体が置かれているのを女性職員が発見した。死体は首とすべての足が切断され、そろって置かれていた。山梨県警甲府署は動物愛護法違反の疑いで捜査している。
78	2007/5/9	毎日新聞	愛媛	犬	東温市の重信川河川敷で首や体に針金が絡まった野良犬の目撃が相次ぎ、同市生活衛生課の職員 5 人が 8 日、現地で搜索をした。犬はこの日、1 匹も見つからなかった。しかし、犬を傷つける原因となる金の仕掛けを 6 ヶ所で見つけ、撤去した。動物愛護団体によると、同市内では 5 年ごろから動物への虐待が相次いでいる。子犬が殴り殺されたり、猫の足が切られたケースもあり、先月中旬には犬が針金で木に縛り付けられているのが見つかったという。松山南署では動物愛護法違反などの疑いで捜査している。
79	2007/5/23	毎日新聞	長野	犬	長野県警諏訪署は 23 日、隣家の飼い犬を殺したとして、諏訪市内の無職の男（62）を動物愛護法違反（愛護動物殺傷）と器物損壊の疑いで、長野地検諏訪支部に書類送検した。「鳴き声がうるさかったので殺した」と容疑を認めている。
80	2007/6/3	毎日新聞	埼玉	猫	2 日、川越市の場の市道で、コンクリート壁に猫の死がいがつるされているのを付近の住民の女性が発見、川越署に届けた。同署では、悪質なはずらとみて、動物愛護管理法違反容疑で捜査している。

a. 殺 傷					
	日付	新聞社	地域	動物	内 容
81	2007/6/16	京都新聞	滋賀	犬 キツネ	14 日、滋賀県長浜市今町の休耕田と麦畑で、犬 7 匹とキツネ 1 匹が死んでいるのを土地所有者が見つけた。長浜署は動物愛護法違反の疑いで捜査している。同署によると、死骸は死後 1 週間ぐらいで、目立った外傷はない。現場から 500 m 離れた路上でペットフードが見つかり、長浜署が関連を調べている。
82	2007/7/19	北海道新聞	北海道	犬 猫	胆振支庁は 18 日、苫小牧市内で昨年 7 月以降、切断した犬や猫の死体を路上に放置するなど悪質な動物虐待行為が 8 件発生していると発表した。苫小牧署は動物愛護管理法違反の疑いで捜査している。
83	2007/8/6	不 明	神奈川	犬	神奈川県警磯子署は 6 日、ペットの犬を虐待死させたとして、動物愛護法違反（動物虐待）の疑いで、横浜市磯子区の男性（46）を逮捕した。調べでは、同容疑者は 7 月 6 日、自宅アパートの室内で、ペットとして飼っていたミニチュアダックスフントの顔や首などを、模造日本刀のさやで殴り、殺した疑い。
84	2007/9/30	共同通信	兵庫	猫	神戸市西区の公園で、頭部と脚を切断された計 4 匹の猫の死骸が相次いで見つかり、神戸西署は 30 日までに、動物愛護法違反の疑いで捜査を始めた。
85	2007/10/23 と 2008/1/24	産経新聞	東京	猫	ネコをたたきつけて殺したとして、警視庁目白署は、動物愛護法違反などの疑いで東京都豊島区、無職、男性（31）を逮捕した。調べによると、容疑者は 9 月 28 日、自宅浴室で飼い主不明の生後 2 ～ 3 カ月の雄ネコを浴槽内にたたきつけるなどして殺害、隣接する住宅の庭に捨てた疑い。同署では、余罪があるとみて調べている。（2007/10/23 産経新聞） 動物愛護法違反と廃棄物処理法違反の罪に問われた元カメラマンの男性被告（31）の初公判が 21 日、東京地裁で開かれた。起訴状によると、被告は同年 8 月 20 日～ 9 月 17 日の間にも計 5 匹の猫を同様の手口で殺し、隣家の敷地に捨てた。被告は罪状認否で「間違いありません」と起訴事実を認めた。公判で浮かび上がったのは、被告が受けた 2 つの傷害事件と心的外傷後ストレス障害（PTSD）だった。（2008/1/23 産経新聞） 動物愛護法違反と廃棄物処理法違反の罪に問われた元カメラマン、男性被告（31）の判決公判が 24 日、東京地裁で開かれた。裁判官は懲役 1 年 6 月、執行猶予 3 年（求刑懲役 2 年）の有罪判決を言い渡した。判決理由で裁判官は「1 件目の殺害は衝動的だったとしても 2 件目以降は殺害、廃棄する意思があった」と指摘、計画的犯行だと認めた。その上で、被告には「2 度にわたる傷害事件の後遺症から悪夢にさいなまれるなど強迫観念が認められる」と述べ、「猫殺しとして実名で報道されており、社会的制裁を受けている」などとして、同情すべき事情があるとした。（2008/1/24 産経新聞）
86	2007/10/30	札 幌 テレビ放送	北海道	猫	動物虐待が去年から相次ぐ苫小牧市内で一昨日、腹を裂かれた猫の死体が発見された。苫小牧では、去年 7 月以降散歩中の犬が毒入りのドッグフードを食べ痙攣を起こすなど、去年から動物への虐待行為が 9 件相次いでいて、警察で関連を調べている。
87	2007/11/20	琉球新聞	沖縄	犬 猫	大宜味村江洲の複数の場所で 9 日ごろから、犬や猫の不審死や嘔吐などの症状が相次いで確認された。死骸のそばには農薬とみられる青色から緑色の物質が付着した総菜や弁当箱が発見されており、県業務衛生課などは薬殺の可能性があるとして動物愛護法違反の疑いで調査し、飼い主に注意を呼び掛けている。19 日までに江洲集落内のごみ集積所やパイン畑など半径約 3 キロで犬と猫が 3 匹ずつ死んでおり、2 匹の犬が嘔吐や泡を吹くなどしていたことが確認された。
88	2008/2/22	産経新聞	長野	猫	飼っていた子猫を虐待したとして、長野県警塩尻署は 21 日、動物愛護法違反の疑いで、塩尻市の解体作業員の男（52）を長野地検松本支部に書類送検した。調べでは、男は今年 1 月 6 日、塩尻市内のスーパー駐車場に駐車していた自家用車内で、猫を拳で殴り、頭の皮が一部はがれるなど全治 10 日の傷を負わせた疑い。
89	2008/3/15	毎日新聞	岐阜	ニワトリ	大量の鶏が餓死していた事件で、恵那署は 14 日、動物愛護法違反（愛護動物の殺害・傷つけ）の疑いで、同町、元養鶏業の無職の男（57）を書類送検した。調べで、男は昨年 11 月 11 日ごろから同月下旬ごろまで、養鶏場内の鶏 2092 羽に餌を与えず放置し、愛護動物を殺した疑い。
90	2008/4/4	産経新聞	埼玉	猫	3 日、埼玉県越谷市伊原の古綾瀬川で、猫の死体が見ついているのを県土木事務所の職員が発見、越谷署に通報した。同署員が、腐敗の進んでいる猫 8 匹の死体を確認。うち 6 匹は頭部がなく、同署は何者かが惨殺したとみて、動物愛護法違反などの疑いで調べている。
91	2008/4/11 2008/8/1	毎日新聞	兵庫	猫	尼崎東署は 10 日、猫を踏みつけて殺した動物愛護管理法違反の疑いで、伊丹市の警備員の男（59）を神戸地検尼崎支部に書類送検した。調べでは、男は昨年 11 月 17 日、尼崎市内の浄水場入り口で警備をしていた時に、浄水場内を走っていた猫を捕まえようとし、誤って 1 匹の子猫を踏み殺した疑い。（2008/4/11 毎日新聞） 8 月 1 日、罰金 20 万円の有罪判決が下された。（2008/8/1 新聞社不明）

a. 殺 傷					
	日付	新聞社	地域	動物	内 容
92	2008/5/4	産経新聞	茨城	ハク チョウ	茨城県水戸市千波町の千波湖で4月28日、コクチョウやハクチョウ計7羽が頭を殴られるなどして死んでいた事件で、同市内に住む13歳の男子中学生2人が水戸署の調べに対し、「自分たちがやった」と犯行を認める供述をしていることが3日分かった。同署は動物愛護法違反容疑で、事情を聴いている。また、4月17日にもコクチョウやハクチョウ計8羽が撲殺されているのが発見されており、同署は関連を調べている。
93	2008/6/18	毎日新聞	山口	猫	17日、下松市の高校の正門近くで頭部のない猫の死体が放置されているのが見つかった。下松署は何者かが敷地内に持ち込んだとみて、動物愛護法違反容疑で捜査している。
94	2008/8/7	苫小牧民報	北海道	猫	苫小牧市大町の路上で7月末、刃物のようなもので背中から腹にかけ、切られている猫が見つかった。保護したが数日後に死んだ。苫小牧署は、動物愛護法違反の疑いで捜査を始めた。市内では、2006年から07年10月にかけて浜町や高砂町、高丘、美園町、新明町、糸井、新開町などで、路上や公園に惨殺された犬や猫の死体が放置されたほか、路上の毒入りペットフードを食べてけいれんを起こす事例が続いていた。
95	2008/10/29	毎日新聞	長崎	猫	釣り針が耳や足に刺さった生後約3カ月の雑種の雌猫が27日長崎市深堀町で見つかり、保護された。長崎県大浦署も27日この事件を把握し、動物愛護法違反などの疑いで調べている。
96	2008/12/19	読売新聞	大阪	猫	野良猫を虐待して殺したとして、大阪府警鶴見署は19日、同府守口市、大学聴講生の男(26)を動物愛護法違反(殺傷)容疑で、厳重処分を求める意見書を付けて書類送検した。府警関係者によると、男は11月20日、大阪市内で見つけた野良猫をなでた際、威嚇されたことに立腹。しっぽをつかんで振り回し、地面にたたきつけて殺した疑い。
97	2008/12/20	毎日新聞	神奈川	ウサギ	18日、横浜市栄区の住宅街の路上で、両耳が無い茶色いウサギを、登校中の女子中学生2人が発見。中学校の職員が動物病院に連れて行ったが、19日に死んだ。栄署は何者かが耳をはさみのような刃物で切断したとみて、動物愛護法違反の疑いで調べている。
98	2009/1/11	産経新聞	神奈川	猫	横浜市港北区内で、民家で飼われている猫が相次いで死んでいることが11日、分かった。港北署の調べでは、11日、同区の主婦(59)が自宅近くの路上で飼い猫1匹が死んでいるのを発見。9、10の両日にも女性宅の敷地内で飼い猫が計3匹死んでいるのが見つかったという。同署は何者かが毒物などを食べさせた可能性があるとして、動物愛護法違反の疑いで調べている。
99	2009/3/14	毎日新聞	高知	ハト	高知市内中学校のバスケットボール部の男性臨時コーチが昨年12月、ハトがうるさいとして部員に殺すよう指示し、2年生の男子部員2人が首を切るなどして2羽を殺していたことが分かった。コーチは部員2人とその保護者に謝罪。中学校は昨年末に保護者会を開いて謝罪し、コーチを指導から外すことを伝えた。
100	2009/4/27	毎日新聞	長崎	猫	長崎市内の民家でペットとして飼われている雌猫が25日夜、何者かに腹や足など10カ所以上を傷つけられ、長崎市内の動物病院に保護された。連絡を受けた長崎県警大浦署は、飼い主から当時の状況などを聴く方針。
101	2009/5/18 と 2009/7/10	産経新聞 読売新聞	山形	ハト	山形県寒河江市の農業用水路で18日までに約100羽のハトの死骸が見つかった。県畜産課によると、いずれも首にひねられたあとがあり、ほぼ全羽の片足がないため人為的に殺された可能性が高い。寒河江署が動物愛護管理法違反などの疑いで調べている。(2009/5/18 産経新聞) 山形県警寒河江署は20日、飼っていたハトを殺して捨てたとして動物愛護管理法違反などの疑いで山形県寒河江市、ダンプカー運転手男性(53)を逮捕した。(2009/5/21 産経新聞) 廃棄物処理法違反(不法投棄)と動物愛護法違反(虐待)の罪に問われた寒河江市、ダンプ運転手、男性(53)の判決が9日、山形地裁であり、裁判官は懲役6月執行猶予3年(求刑・懲役6月)の有罪判決を言い渡した。裁判官は、事件当時、被告が飼育していたハトは800羽に上ったと認定した上で、「半月の間、餌も水も与えず、動物愛護の精神に反する悪質な犯行で、所有者情報の付いた足環を隠すためにニッパーで足を切るなど生命の尊厳を軽視している」と厳しく断罪した。(2009/7/10 読売新聞)
102	2009/5/19	産経新聞	東京	猫	東京都世田谷区中町の公園周辺で2月ごろから、7匹の野良猫が皮膚がただれて死傷していたことが19日、動物愛護団体への取材で分かった。薬品をかけられるなど虐待を受けていたとみられ、警視庁玉川署は動物愛護法違反の疑いで捜査している。
103	2009/5/29	産経新聞	大阪	ウサギ	29日、大阪市鶴見区の小学校で、敷地北側の塀の内側に首を切られたウサギの死体が放置されているのを男性職員が発見した。鶴見署は何者かが夜間に侵入して殺したとみて、動物愛護法違反などの容疑で捜査している。

a. 殺 傷					
	日付	新聞社	地域	動物	内 容
104	2009/6/29 く 2009/12/8	産経新聞 読売新聞 47NEWS	兵庫	サル	神戸市に拠点を置くプロレス団体の練習場で飼われていたニホンザルが虐待されていた疑いが強まり、兵庫県警が動物愛護法違反（虐待、特定動物の無許可飼育）容疑で捜査していることが 24 日分かった。（2009/6/29 産経新聞） 神戸市を拠点に活動するプロレス団体所属のレスラー（27）ら男 4 人が、ペットのニホンザルを虐待したとして、兵庫県警須磨署は 1 日にも動物愛護法違反（虐待）などの疑いで書類送検する。（2009/8/31 読売新聞） 神戸区検は 7 日までに、サルを無許可で飼い虐待したとして、動物愛護法違反で神戸市中央区のプロレス団体のレスラーら 4 人を略式起訴し、神戸簡裁が 4 人に罰金 20 万～30 万円の略式命令を出した。（2009/12/8 47NEWS）
105	2009/7/11 2009/12/25	琉球新聞	沖縄	猫	2008 年 2 月ごろから、那覇市古波蔵の漫湖公園内で、虐待を受けて殺されたとみられる野良猫の死骸が相次いで発見されている。死骸は鋭利な物で首元を刺されていたり、頭部がないものや、妊娠中の猫が腹を引き裂かれて体内から子猫が取り出されるなど、異常な状態で見つかった。同公園内で被害に遭った猫は、記録しているだけで 20 匹以上。動物愛護団体は、6 月に那覇署に告発状を提出した。（2009/7/11 琉球新聞） 2008 年から続く漫湖公園での野良猫の虐待死が相次いでいる。動物愛護団体によると、08 年は 11 匹、09 年は 23 日までに 27 匹の野良猫が腹を切り裂かれて内臓を引きずり出されたり、後頭部の皮をはがれるなど無残な姿で発見されている。今年 9 月以降、死骸発見のペースが早まり、殺害の手口も残忍化していることから被害の拡大に警戒を強めている。同団体は、公園内の取り締まり強化を求める 11,466 人分の署名を那覇市と那覇署に提出した。（2009/12/25 琉球新聞）
106	2009/7/19	産経新聞	兵庫	犬	兵庫県警神戸西署は 19 日、神戸市西区で散歩中の飼い犬 2 匹が、路上に落ちていたものを食べ、うち 1 匹が直後に死んだと発表した。同署では今後、死んだ犬の解剖を行うなどしてさらに詳しく調べる。
107	2009/7/23	山梨 日日新聞	山梨	犬	笛吹市の会社経営の男性（50）宅に駐車していた乗用車のボンネットに刃物で切断されたとみられる犬の頭部が放置されていたことが、22 日分かった。通報を受けた笛吹署は、悪質ないたずらとみて調べている。

マスコミ報道された動物の遺棄・虐待及び関連法違反及び違反容疑一覧

①動物の愛護および管理に関する法律

b. ネグレクト					
	日付	新聞社	地域	動物	内 容
1	2001/12/4 2003/3/14	朝日新聞 毎日新聞	長野	馬	長野県高遠町の乗馬クラブが飼育していた馬に水やえさを与えずに衰弱させたとして、県警伊那署は4日にも、元オーナーで同県茅野市内の男性（54）を動物愛護法違反（虐待）の疑いで長野地検伊那支部に書類送検する。調べでは、元オーナーは今年3月頃、経営する乗馬クラブ（現在は閉鎖）で飼っていた馬2頭に十分なえさや水を与えず衰弱させた疑い。同クラブでは、別の馬2頭が1月に死に、そのまま放置された。（2001/12/4 朝日新聞） 動物愛護法違反（虐待）の罪で罰金30万円の略式命令を受けた、高遠町の牧場元経営者男性（55）＝茅野市＝が、命令を不服として求めた裁判の判決公判が13日、伊那簡裁であった。裁判官は虐待の事実を認めたが、被告の病気などを理由に、罰金15万円（求刑同30万円）の判決を言い渡した。（2003/3/14 毎日新聞）
2	2003/9/27 と 2003/11/26	毎日新聞 共同通信	神奈川	犬	神奈川県真鶴町の犬の飼育施設で、9頭の犬が餓死しているのが今月見つかった。エサや水を与えずに放置し、うち6頭はすでに白骨化していた。同県小田原市のペット美容師養成学校の運営で、調査した県動物保護センターは「明らかに放置による餓死」として、虐待をやめるように文書で指導した。動物愛護団体は動物愛護法違反の疑いで神奈川県警に告発した。（2003/9/27 毎日新聞） 飼育していた犬に水や餌を与えず衰弱させたとして、小田原市の愛犬美容学校経営者母子が31日逮捕された。（2003/11/1 毎日新聞） 小田原区検は26日までに、動物愛護法違反の罪で、神奈川県小田原市のペット美容師養成学校の指導員、男性（26）を略式起訴。男性は小田原簡裁から罰金30万円の略式命令を受け納付した。動物愛護法違反容疑で男性とともに逮捕されていた母親で、同校の校長（50）は処分保留となった。（2003/11/26 共同通信）
3	2004/3/11	毎日新聞	埼玉	ウコッケイ	埼玉県熊谷市の養鶏場で、飼育されていたウコッケイ約2700羽が餌や水を与えられずに死んでいた。鳥インフルエンザの検査のため抽出した30羽は陰性だった。県は動物愛護法違反にあたらないか、詳しく事情を聴いている。
5	2004/4/22 と 2005/9/21	共同通信	北海道	犬	北海道警苫小牧署は22日、犬に餌や水を与えず餓死させたり無許可で販売したとして、動物愛護法違反の疑いで、苫小牧市、ペットショップ経営、女性（49）を逮捕した。同署によると、3月上旬に「ペットショップで犬が死んでいる」との通報があり、店を捜索したところ、敷地内の犬舎などで21匹が一部白骨化して死んでいた。（2004/4/22 共同通信） 動物愛護法違反の罪に問われたペットショップ経営、女性（49）に対し、苫小牧簡裁は29日、求刑通り罰金50万円の判決を言い渡した。（2004/9/29 共同通信） 北海道警苫小牧署は21日、犬に餌を与えず餓死させたとして、動物愛護法違反の疑いで、苫小牧市、元ペットショップ経営、女性（50）を逮捕した。調べによると、容疑者は1月から6月ごろの間、同市のペットショップ（現在は廃業）で飼っていた犬4匹に十分な餌を与えず、餓死させた疑い。容疑者は昨年4月にも、経営していた店で犬2匹を餓死させたとして同容疑で逮捕され、罰金50万円の判決を受けている。（2005/9/21 共同通信）
6	2004/6/29	福井新聞	福井	犬	福井市三尾野町の県道脇の歩道にひもでつながれた小型犬（バグ）が、飼い主に見捨てられたまま死んでいるのが見つかった。20日は最高気温が30度を超えており、日よけもないアスファルトの上で、誰の助けを得られずに息絶えたらしい。通報を受けた福井南署では、動物愛護法違反の疑いで、捜査を進めている。
7	2005/2/23	読売新聞	滋賀	犬	飼育中の犬にエサを十分与えず虐待したなどとして、近江八幡署は22日、近江八幡市、元ブリーダーで会社員の夫（34）と妻（32）を、動物愛護法違反と狂犬病予防法違反の疑いで書類送検した。調べでは、夫婦は2003年11月中旬から翌年2月下旬にかけ、自宅敷地に犬13匹の死がいやフンを放置したうえ、飼っていた犬1匹にエサや水を十分与えず、重度の栄養失調状態にした疑い。さらに、別のチワワなどの3匹に狂犬病の予防接種を受けさせなかった疑い。
8	2006/1/24 2006/3/23	山陽新聞 毎日新聞	山形	犬	鶴岡市茅原の犬舎で、犬数十匹が死んでいたことが23日までに分かった。鶴岡署は、十分に餌を与えずに死なせた可能性もあるとみて、動物愛護法違反の疑いで、この犬舎を管理していた夫婦らから、任意で事情を聴いている。容疑が固まり次第、書類送検する方針。（2006/1/24 山陽新聞） 飼っていた犬10頭を虐待したとして、鶴岡署は22日、同市の元犬繁殖販売業手伝いの女（39）を動物愛護法違反の疑いで地検鶴岡支部に書類送検した。また、犬8頭について必要な登録申請と、狂犬病の予防注射を怠ったとして、元同業の夫（42）＝いずれも現在は無職＝を狂犬病予防法違反の疑いで同支部に書類送検した。（2006/3/23 毎日新聞）

b. ネグレクト

	日付	新聞社	地域	動物	内 容
9	2006/8/3 2006/8/23	毎日新聞	岡山	猫	自分の飼い猫 22 匹を放置し死なせたとして、岡山県警倉敷署は 3 日、広島県福山市、無職、女性（42）を動物愛護法違反容疑で逮捕した。（2006/8/3 毎日新聞） 自分の飼い猫 22 匹を放置し死なせたとして倉敷区検は 21 日までに、広島県福山市、コンパニオン、女性（42）を動物愛護法違反（遺棄）で倉敷簡裁に略式起訴し、同簡裁は罰金 20 万円の略式命令を出した。（2006/8/23 毎日新聞）
10	2006/10/20 2007/8/13	毎日新聞 産経新聞	広島	犬	佐伯区の動物取扱施設（昨年 6 月閉園）で、約 500 匹の犬が十分な世話を受けずに衰弱していた問題で、犬の世話を引き継いだ大阪市の動物愛護団体は 27 日、これまで犬の管理をしていた業者＝既に廃業＝の管理責任者を動物愛護法違反容疑で、県警生活環境課に刑事告発した。（2006/10/20 毎日新聞） 広島県警広島西署は 8 月 13 日、経営難から閉園したにもかかわらず多数の犬を餌を与えないまま管理し、衰弱死させていた広島市佐伯区の動物取扱施設を管理していた業者（廃業）の元代表の男性（42）らを動物愛護法違反（虐待）と廃棄物処理法違反（投棄禁止）などの疑いで広島地検に書類送検した。（2007/8/13 産経新聞）
11	2006/10/25	FNN HEAD- LINES	岡山	ハト 犬	岡山・玉野市の飼育小屋で、犬 13 匹とハトおよそ 160 羽が餓死しているのが見つかった。小屋を調べたところ、犬 13 匹とハト 160 羽が餓死していた。犬とハトの飼い主は岡山市の無職の男で、10 月上旬に窃盗の疑いで逮捕され、拘留中のため、管理ができなかったものとみられている。
12	2006/10/25	毎日新聞	北海道	猫	飼い猫を餓死させたとして函館中央署は 24 日、函館市、スナック従業員、女性（36）を動物愛護法違反（動物虐待）容疑で逮捕した。調べでは、容疑者は昨年 12 月～今年 9 月 28 日の間、以前住んでいた借家で、飼い猫 1 匹（性別、年は不明）に餌や水を与えず、餓死させた疑い。猫はミイラ化していた。
13	2006/12/25 2009/8/26	東京新聞 毎日新聞	佐賀	犬	劣悪な環境で犬を飼育し、ミイラ化した犬の死骸を放置したなどとして、佐賀県が県内の動物取扱業の男性に対し、動物愛護法に基づく改善勧告を出していたことが 25 日、分かった。県によると、男性は同県鹿島市で犬の繁殖場、佐賀市で犬の販売店を経営。シバイヌや秋田犬などの日本犬を中心に、繁殖場に約 100 匹、販売店に約 50 匹飼育している。（2006/12/25 東京新聞） 県生活衛生課は 22 日までに、佐賀市内で犬の販売業を営む男性が鹿島市内で不衛生に飼育していた犬 80 匹のうち、55 匹を保護した。同課は動物愛護法違反容疑でこの男性を 12 日、同県警に告発していた。（2007/1/23 毎日新聞） 佐賀地検は 26 日、佐賀県鹿島市で犬を劣悪な環境で飼育したとして、佐賀市の犬の繁殖業者を動物愛護法違反などで佐賀簡裁に在宅起訴したと発表した。動物愛護団体などが告発していたが、佐賀地検武雄支部は 07 年 11 月、業者を起訴猶予処分とした。武雄検察審査会が 08 年 10 月に「法律違反は明白」などとして不起訴不当を議決していた。（2009/8/26 毎日新聞）
14	2007/1/18	読売新聞	京都	犬	右京区の山中にある旧鶏舎内で 12 匹の犬が衰弱死しているのが見つかる事件があり、右京署は 18 日、西京区、ブリーダーでタクシー運転手男性（53）を動物愛護法違反の疑いで逮捕した。27 匹の犬を飼育していたが、約 3 週間、エサや水を与えなかったという。
15	2007/6/2	毎日新聞	愛媛	猫	松山西署は 1 日、飼っていた猫 9 匹を衰弱死させたとして、松山市内のスナック経営の女性（48）と同店従業員の長女（31）を動物愛護法違反の疑いで松山地検に書類送検した。調べでは、2 人は自宅敷地内の小屋で 12 匹の猫を飼育。しかし、2 人は昨年 12 月上旬ごろから 3 月 22 日の間、自宅へほとんど帰らず、猫に十分な餌や水を与えないまま 9 匹を衰弱死させた疑い。
16	2009/4/16	共同通信	福岡	犬	福岡県警は 16 日、飼育していた犬に餌や水を与えず 23 匹を衰弱死させたとして動物愛護法違反の疑いなどで同県宇美町のブリーダーの男（49）を書類送検した。送検容疑は、2008 年 4 月から 09 年 2 月にかけて、同県太宰府市内にある飼育施設内で飼っていた繁殖用の犬など 52 匹に餌や水を与えず、栄養失調でうち 23 匹を衰弱死させた疑い。一部の犬には狂犬病の予防注射をしなかった疑いも持たれている。

マスコミ報道された動物の遺棄・虐待及び関連法違反及び違反容疑一覧

①動物の愛護および管理に関する法律

c. 遺 棄					
	日付	新聞社	地域	動物	内 容
1	2003/2/11	千葉	産経新聞	猫	千葉県検は昨年十二月、飼い猫の産んだ子猫四匹を捨てた動物愛護法違反で、御宿町の男性（52）を略式起訴。千葉簡裁が即日、罰金十万円の略式命令を出した。
2	2003/9/19	大阪	共同通信	犬	大阪府警鶴見署は19日、引っ越しの際に飼い犬の親子3匹を公園に捨てたとして、動物の愛護及び管理に関する法律違反（愛護動物の遺棄）の疑いで大阪市鶴見区の主婦（39）を書類送検した。
3	2004/2/23	福岡	福岡新聞	ニワトリ ウコッケイ	20日、北九州市小倉南区の竹やぶなどで鶏が捨てられているという届け出が小倉南署などにあった。福岡県北九州市家畜衛生保健所によると、18日にも同市八幡西区で鶏2羽が捨てられているという届け出があったほか、同市小倉南区の公園の植え込みでは、鶏3羽が捨てられているのを散歩中の住民が発見、また、同区の竹やぶでも烏骨鶏5羽が捨てられていたなどが相次いでいる。同保健所には、鳥インフルエンザ問題を受けて同保健所には処分方法についての相談も殺到している。
4	2004/3/6	北海道	共同通信	ウコッケイ シャモ	6日、札幌市白石区の雪原に烏骨鶏やシャモなど計15羽が捨てられていた。9羽は既に死んでいた。白石署では動物愛護法違反の疑いで、捨てた人を捜している。
5	2004/3/10	秋田	毎日新聞	ニワトリ	2月末に、秋田市の公園で、比内地鶏計32羽、横斑プリマスロック計5羽が捕獲され、比内地鶏計7羽は既に死んでいたが、飢えや寒さによる衰弱死と見られる。このほか、同公園では昨年9月にも、比内地鶏計39羽と横斑プリマスロックなど計10羽が放置されていた。秋田臨港署が動物愛護法違反の疑いで調べている。
6	2004/3/14	愛知	毎日新聞	ニワトリ	14日、愛知県の境川右岸に11羽の鶏が発見され、県警相楽署の署員が同町職員と共に捕獲したが、うち6羽は既に死亡していた。同署では、何者が飼い鶏を捨てたとみて、動物の愛護及び管理法（遺棄）の疑いで調べている。また、投げ捨てられた際に死亡したとみる一方、死んだ鶏を捨てた可能性もあるとして、廃棄物処理違反（不法投棄）も視野に調べている。
7	2004/3/17	徳島	読売新聞	ウコッケイ	鳥インフルエンザの感染を恐れ、飼っていたウコッケイを山中に捨てたとして徳島県警などは17日、同県内の大工の男性（47）から事情聴取し、近く書類送検する。感染問題で家きんの遺棄が多発しているが、飼い主を動物愛護法違反に問うのは初めて。
8	2004/4/13	山梨	毎日新聞	ニワトリ	山梨県警日下部署は13日、愛玩用の鶏など62羽の死がいと同県内の畑に捨てたとして、山梨市、瓦職人（59）を廃棄物処理法違反（不法投棄）の疑いで逮捕した。容疑者は、数年前から多い時期で鶏など100羽前後を愛玩用として飼育していたが、「餌をやらなかったため死んだ」という。同署は動物愛護法違反の容疑でも調べる。
9	2004/6/14	石川	時事通信	ウズラ	14日、石川県加賀市の北陸自動車道上り線のサービスエリア、職員駐車場にあるごみ集積場の脇に、ウズラのひな約200羽が放置されているのが発見された。ひなは段ボール箱2箱に入れられており、うち約50羽は既に死んでいた。大聖寺署は動物愛護法違反の疑いで、詳しく調べている。
10	2005/2/18	大阪	不 明	犬	10日、大阪府貝塚市のペットショップから「敷地内に15匹の犬が捨てられている」と貝塚署に通報があった。同署は処分に困ったブリーダーが捨てた可能性があるとして動物愛護管理法違反の疑いで調べている。
11	2005/2/18	神奈川	共同通信	犬	神奈川県警厚木署は18日、土佐犬の生後間もない雌の子犬3匹を袋に入れ、川に捨てたとして、動物愛護法違反の疑いで、厚木市内の新聞配達員の男（37）を書類送検した。目撃者の通報を受けた厚木署員が、近くで袋を引き上げ、3匹は生きたまま保護された。男は闘犬の愛好家で「雌は闘犬として使い物にならないので、捨てた」と供述している。
12	2005/6/23	長野	信濃 毎日新聞	ウサギ	長野県千曲市の山中でペット用のウサギ70匹の死骸が見つかった問題で、同市内で観光農園を経営する有限会社社長（57）が22日、県長野保健所に「管理に困りウサギを捨てた。まさか死ぬとは思わなかった。ウサギにも関係者にも申し訳ない」と申し出た。保健所は事実関係を把握後、再発防止のため指導も検討している。
13	2005/7/20	大阪	毎日新聞	オカメ インコ モモンガ リス	17日、東淀川区、ペットショップの駐車場に金属製の鳥かご10個に入ったオカメインコ5羽やモモンガ5匹、リス3匹の計13匹の動物が置かれているのを、出勤した店長（34）が見つかり、交番に持ち込んだ。東淀川署は、個人か他の業者が遺棄した可能性があるとして、動物愛護法違反容疑で捜査している

c. 遺 棄					
	日付	新聞社	地域	動物	内 容
14	2006/5/22 ∩ 2006/6/17	福岡	共同通信 秋田魁新聞 西日本新聞	犬	福岡県若宮市のダムの脇にある公園で 22 日までに 11 匹の犬の死骸や、多数の衰弱した犬が見つかった。(2006/5/22 共同通信) この事件で、福岡県警生活環境課などは 26 日、犬の死骸を不法投棄したとして廃棄物処理法違反容疑で住所不定、職業不詳の 36 才の女性とその夫 28 歳を逮捕した。公園付近ではほかにも 2 人が飼っていたとみられる 26 匹の衰弱した犬が保護されており、動物愛護法違反容疑でも調べる方針。(2006/5/26 共同通信) 福岡県警生活環境課などは 13 日、50 匹以上の犬を車内に詰め込み衰弱死させるなどしたとして、動物愛護法違反（虐待、遺棄）の疑いで両容疑者＝いずれも廃棄物処理法違反容疑で逮捕＝を書類送検した。県警によると、残る犬は、容疑者が飼育を依頼するために同市の実家に持ち込んだが、現在は公園に放置された分も含め、すべての犬が保健所に預けられた。(2006/6/13 秋田魁新聞) 飯塚区検は 16 日、容疑者（妻 36 才）を廃棄物処理法違反の罪で飯塚簡裁に略式起訴し、容疑者（夫 28 才）は関与の程度が低いとして起訴猶予とした。同簡裁は被告（妻）に罰金 50 万円の略式命令を出した。2 人は動物愛護法違反（虐待と遺棄）の疑いで追送検されたが、ともに虐待は起訴猶予、遺棄については嫌疑不十分で不起訴とされた。一方、県鞍手保健福祉環境事務所は、公園などで保護した計 43 匹の犬のうち 8 匹を新たな飼い主に渡した。18 日にも譲渡会を開くが、引き取り手がない場合、犬を処分するという。(2006/6/17 西日本新聞)
15	2006/6/22 ∩ 2006/8/23	岡山	岡山 日日新聞 中国新聞 毎日新聞	猫	倉敷市内の民家で 17 匹のネコが死に、ノミが大量に発生していたことが 22 日までに分かった。付近の住民の苦情により、20 日に倉敷市保健所職員と倉敷署員が調べに入り、室内から 17 匹のネコの死がいが見つかった。(2006/6/22 岡山日日新聞) 岡山県警倉敷署は 3 日、以前住んでいた借家に大量の飼い猫を遺棄したとして動物愛護法違反の疑いで、広島県福山市の 42 歳の無職の女性を逮捕した。借家からは猫 22 匹の死骸が見つかった。調べでは、無職の女は木造二階建ての借家で猫を数十匹飼っていたが、エサを与えるだけでふん尿の処理などはしなかった。家主から退去を求められ、三月末ごろ猫を置き去りにして立ち退いたが、6 月初めごろからはエサを与えず、遺棄した疑い。悪臭が漂うとの住民の通報で、同署が 6 月に借家に立ち入ったところ、大量の猫の死骸があった。(2006/8/6 中国新聞) 自分の飼い猫 22 匹を放置し死なせたとして倉敷区検は 21 日までに、容疑者（女 42 才）を動物愛護法違反（遺棄罪）で倉敷簡裁に略式起訴し、同簡裁は罰金 20 万円の略式命令を出した。起訴状などによると、被告は倉敷市の借家で猫 22 匹を飼っていたが、汚物の異臭などが激しく家主が明け渡しを求めたため、今春、猫を置き去りにしたまま福山市へ転居。5 月までは、時々戻って餌を与えていたが、6 月以降は放置していた。(2006/8/23 毎日新聞)
16	2006/6/30 2006/7/10	兵庫	毎日新聞 朝日新聞	犬	29 日深夜から 30 日朝にかけ、神戸市兵庫区の 2 箇所の住宅街の路上などに、12 匹の犬がいるのを住民が見つけた。兵庫署は捨て犬とみて動物愛護法違反などの疑いで調べている。(2006/7/1 毎日新聞) 警察は次々に見つかった犬の飼い主（男 25 才）と一緒に住んでいる女（33 才）を動物愛護管理法違反の疑いで逮捕した。2 人はペットショップを始めようと次々に犬を飼い始めたものの、お金がなくなりえさ代にも困るようになり、飼っていた 18 匹もの犬を遺棄した。(2006/7/10 朝日新聞)
17	2006/8/10 2006/9/12	兵庫	朝日新聞 神戸新聞	アイガモ	兵庫県篠山市の篠山川で 9 日、多数のアイガモが発見された。篠山署によると、川岸や川の中に約 200 匹のカモがあり、近くでは数羽の死体が見つかった。飛ばないように羽の一部を切られたカモもいる。同署は動物愛護法違反（遺棄）容疑などで捜査している。(2006/8/10 朝日新聞) 篠山署などは動物愛護法違反（遺棄）容疑で同市にある農園の経営者（79）と、同農園の従業員一人を書類送検する方針を固めた。12 日午後に送検する。同署の調べや関係者によると、経営者ら 2 人は 8 月 7 日、篠山川に飼っていたアイガモ約 500 羽を遺棄した疑い。(2006/9/12 神戸新聞)

c. 遺 棄					
	日付	新聞社	地域	動物	内 容
18	2007/7/18	茨城	毎日新聞	犬	18 日、茨城県鹿嶋市の農業用排水路で腐敗した成犬 7 匹、近くの土手には白骨化した子犬約 10 匹が捨てられていると市環境課職員から通報があり、県警は廃棄物処理法と動物愛護法違反の疑いで捜査している。調べでは、犬には傷つけられた跡などはなかった。
19	2008/5/18	埼玉	時事通信	ハト	17 日、埼玉県草加市の綾瀬川河川敷で左羽を切り取られたレース用のハト 36 羽が発見された。ハトはすべて生きていた。草加署は動物愛護法違反の疑いで捜査を始めた。
20	2008/5/28	三重	中日新聞	猫	四日市内の動物愛護団体会長の自宅前に、14 匹もの子猫が段ボールに入れられ、放置されていた。会長は「せめて、この子たちが生まれた経緯だけでも知りたい」と、心当たりのある人に呼びかけている。
21	2008/10/23	東京	毎日新聞	犬	八王子市で 9 ～ 12 日に、チワワ計 15 匹が相次いで保護されていたことが分かった。市保健所などは、ブリーダーかペット販売業者が捨てた可能性が高いとみている。1 匹を除いて首輪はなく、虐待された跡や衰弱した様子もないという。保健所の担当者は動物愛護法違反の疑いもあるとみて、八王子署と高尾署に通報した。
22	2008/12/11	東京	読売新聞	猫	黒部署が、東京都大田区の男性会社員（54）を、動物愛護法違反（遺棄）の疑いで魚津区検に書類送検した。会社員は、黒部市内に住んでいた昨年 12 月、動物愛護団体より成猫 2 匹を譲り受けたが、今夏に猫を飼えないなどとして、魚津市内の山中や片貝川近くに放置した疑い。同署はうち 1 匹の容疑で、書類送検した。同動物愛護団体は 8 月下旬、同署に動物愛護法違反の疑いで男性会社員を告発した。
23	2009/3/26	岡山	山陽新聞	犬	倉敷署は 25 日、動物愛護法違反（愛護動物の遺棄）の疑いで倉敷市、容疑者（43）を逮捕した。逮捕容疑は 2008 年 2 月上旬ごろ、同市内の自宅で飼っていた犬 7 匹を放置して転居した疑い。同署によると同年 3 月、近所の女性から「住人が転居し、犬数匹が取り残されたままになっている」と通報があり、同署が同 4 月中旬に現場検証。署員が庭でプードル 1 匹が生きているのを見つけ保護したが、室内外で 6 匹が死んでおり、数匹は白骨化していたという。
24	2009/4/15	北海道	日テレ NEWS	猫	北海道・千歳市の支笏湖の湖畔で 14 日夜、猫 18 匹が捨てられているのが見つかった。猫は千歳市の保健所に保護され、千歳市と保健所では、飼い主を捜すことにしている。
25	2009/5/4	新潟	読売新聞	トカゲ	新潟県警長岡署は 4 日、同県長岡市の道路の側溝で、豪州原産のフトアゴヒゲトカゲ 2 匹を保護したと発表。4 日夜に長岡市の男性会社員（22）が、飼えなくなり捨てたと名乗り出た。同署は、動物愛護法違反の疑いで調べている。

マスコミ報道された動物の遺棄・虐待及び関連法違反及び違反容疑一覧

②刑法（器物損壊罪）

刑法（器物損壊罪）					
	日付	新聞社	地域	動物	内 容
1	2003/1/9	時事通信	大阪	犬 猫	大阪府八尾市の緑地公園周辺で、飼い犬や猫計6匹がちくわの切れ端のようなものを食べた後に死んでいたことが9日分かった。八尾署が器物損壊の疑いで調べている。切れ端の内側がやや青く、毒物が付着していた疑いがあり、府警が鑑定を進めている。
2	2003/2/7	栃木 ニュース	栃木	犬	鹿沼市内の男性会社員（44）の飼い犬が今年1月末、舌を引き抜かれた状態で見つかったことが6日分かった。鹿沼署は、器物損壊や動物愛護法違反の疑いで捜査している。調べでは1月28日午前5時ごろから行方不明になり、同7時ごろ自宅に戻った。その際、舌の約5分の4が引きちぎられ、胴体を針金できつく縛られていたという。
3	2003/5/8	毎日新聞	山形	犬	山形地裁は7日、2月に山形市内の市道で散歩中の犬を散弾銃で射殺したとして、狩猟法などに問われた同市、建築業、男性（60）と同市、同、男性（64）の両被告に有罪判決を言い渡した。判決は、男性（60）が懲役8月、執行猶予2年、罰金30万円（求刑・懲役8月、罰金30万円）▽男性（64）は懲役8月、執行猶予2年（求刑・懲役8月）。判決によると、両被告は2月13日、山形市内の市道で、散歩をしていた近くの農協職員が連れていた犬に向けて、キツネと見誤って車から散弾銃を発射、犬を射殺した。
4	2003/3/13	毎日新聞	茨城	犬	12日正午ごろ、茨城県、運転手、男性（40）方で飼っている犬3匹が庭で、1匹が近くの畑で、口から泡を吹いて倒れているのを妻（35）が見つke、土浦署へ通報した。4匹はまもなく死んだ。同署は毒物を食べさせられた可能性があるとして、器物損壊事件として捜査している。
5	2003/7/5	琉球新報	沖縄	犬	6月下旬、名護市内の住宅の玄関前に、全身に安全ピンが刺さった状態で死んでいる子犬がビニール袋に入れているのを同世帯の住民が発見、名護署に通報した。名護署は動物愛護法違反、器物損壊容疑で捜査している。
6	2003/7/15	毎日新聞	静岡	ウサギ ウコッケイ	14日、静岡県浜松市内の小学校で、飼っていた雄のウサギが首のない死がいで見つかった。鶏の一種のウコッケイも左足首を切られており、浜松中央署は悪質ないたずらとみて器物損壊容疑で調べている。
7	2003/7/16	不明	兵庫	鳥	15日、神戸市須磨区の保育園で、飼育していた小鳥4羽が鳥小屋の中で体を切られて死んでいた。首や足が切られるなどし、別のキンカチョウ1羽も左足を切断されていた。須磨署は、器物損壊などの容疑で調べている。
8	2003/10/14	共同通信	兵庫	ウサギ	兵庫県姫路市の中学校の校庭の端に、ウサギの頭と右足が放置されているのを11日、生徒が見つke学校を通じて姫路署に届けた。同署は、切断面から鋭利な刃物が使われた可能性が高く何者かがウサギを殺したとみて、器物損壊の疑いで調べている。
9	2003/11/18	朝日新聞	埼玉	犬	埼玉県草加市の綾瀬川左岸広場で18日、釣り針が仕込まれたソーセージ片が散らばっているのが見つかった。近くに住む主婦（56）から、「飼い犬が食べたソーセージに釣り針が入っていた」と草加署に通報があった。現場には、釣り針1本ずつが入ったソーセージ片4個が見つかった。同署は悪質ないたずらの可能性が高いとして、器物損壊容疑で調べている。
10	2004/2/5	朝日新聞	北海道	犬	北海道旭川中央署は3日、他人の犬の体毛を焼いたとして、動物愛護法違反と器物損壊の疑いで、旭川市内の14歳の中学2年男子を検挙、13歳の中学2年男子を補導した。調べでは、2人は同市内男性が飼っている雄犬と同市内の女性が飼っている雌犬の毛に火をつけた疑い。
11	2004/6/8	毎日新聞	埼玉	ウサギ	6日、さいたま市見沼区の小学校南側の歩道に、背中を刃物で切られたウサギが死んでいるのを通行人が見つke110番した。ウサギは同小の飼育小屋で飼っていた4羽のうち1羽とみられ、大宮署は器物損壊事件として捜査している。
12	2004/6/15	中日新聞	京都	ウサギ	14日、京都府舞鶴市の小学校の飼育小屋で、ウサギ1匹が頭を切断されて死んでいるのを児童が見つけた。同小では昨年5月にも、同じ飼育小屋でウサギ2匹が頭や足を切断されて死んでいるのが見つかっており、舞鶴西署が器物損壊容疑で調べている。
13	2005/11/26	TBS News-i	石川	犬	今月上旬、石川県加賀市でペットの犬が、弓状の矢を放つ銃＝ボウガンで撃たれ、死んでいるのが見つかった。警察では、落ちていたボウガンの矢を押収するなどして、器物損壊の疑いで捜査している。
14	2006/2/4	毎日新聞	群馬	犬	長野原町と嬬恋村で路上などに置かれた竹輪を食べた犬2匹がけいれんを起こした後、1匹が死んだ問題で、もう1匹も死んだ。長野原署によると、先に死んだ1匹が食べた竹輪から農薬を検出。同署は器物損壊容疑を視野に捜査している。

刑法（器物損壊罪）					
	日付	新聞社	地域	動物	内 容
15	2006/2/14	毎日新聞	埼玉	ウサギ	12 日、八潮市の小学校の体育館裏手のウサギ飼育場で「ウサギが死んでいる」と校長から草加署に通報があった。同署は何者かがウサギを柄で殴り殺したとみて、器物損壊容疑で調べている。
16	2006/2/22 2006/5/30	毎日新聞	和歌山	ウサギ	20 日、県内の高校の農業実習施設の畜舎で、実習用に飼育しているウサギ 7 匹が死んでいるのを見回り中の男性教諭（51）が発見、田辺署に通報した。同署は何者かが侵入してウサギを殺したとみて、器物損壊容疑で調べている。（2006/2/22 毎日新聞） 29 日、県内の高校の農業実習施設の畜舎で、実習用に飼育していたウサギ 7 匹が死んでいるのを農業実習担当の男性教諭が発見した。他にも 2 匹がけがをしており、田辺署に通報。同署が器物損壊容疑で捜査している。同校では 2 月 20 日にも、同じ畜舎でウサギ 7 匹が殺される事件があった。（2006/5/30 毎日新聞）
17	2006/2/24	朝日新聞	愛知	ウサギ	23 日、愛知県刈谷市の小学校校内で飼育されていたウサギが殺されているのが見つかり、警察が器物損壊の疑いで調べている。2 匹のうち 1 匹は校庭内の飼育小屋から離れた場所で、頭部が切断され胴体が土に埋められた状態で見つかった。頭部は見つかっておらず、残り 1 匹も行方はわかっていない。
18	2006/4/12	毎日新聞	千葉	ウサギ	12 日、千葉市花見川区の小学校のウサギ小屋で、飼育しているウサギ 18 匹が死んでいるのを児童と担任の女性教諭が発見し、千葉北署に届け出た。同市保健所で解剖し、死因を調べる予定。
19	2006/4/26	時事通信	沖縄	ウサギ	26 日、沖縄県南城市の小学校でウサギ 13 匹が死んでいると与那原署に通報があった。現場の状況などから飼育小屋周辺の 12 匹は撲殺されたとみられ、同署は器物損壊と建造物侵入の疑いで捜査している。
20	2006/5/30	毎日新聞	島根	ウサギ	29 日、県内の幼稚園のウサギ小屋で、ウサギ 2 匹が死んでいるのを職員が見つけた。ウサギ小屋の金網がこじ開けられており、出雲署が器物損壊容疑で調べている。
22	2006/6/2	神戸新聞	兵庫	猫	1 日、朝来市のホテル駐車場で、従業員が後ろ脚 2 本を切断された猫の死がいを見つけ、朝来署に届けた。発見現場には切られた後ろ脚や血痕はなく、同署はほかの場所で切断し遺棄したとみて、器物損壊と動物愛護法違反容疑で捜査している。
23	2006/7/22	毎日新聞	徳島	ウサギ 猫	鳴門市内の幼稚園や小学校で 6 月から 7 月にかけて、ウサギや猫の死がいや放置される嫌がらせが 5 件発生していたことが 21 日わかった。いずれも外部から侵入した形跡があり、鳴門署は器物損壊、建物侵入などの疑いで捜査している。
24	2006/7/28	毎日新聞	愛媛	ウサギ	松山市内の幼稚園などで飼育小屋のウサギが殺される事件が相次いで発生していたことが 27 日分かった。松山西署では悪質ないたずらとみて器物損壊の疑いで捜査する。
25	2006/10/12	読売新聞	東京	ウサギ	都下の小学校で、ウサギが 9 月下旬に相次いで刃物で切られて殺されているのが見つかったことが、11 日わかった。福生署は器物損壊事件として調べるとともに、学校周辺のパトロールを強化している。
26	2007/1/4	琉球新聞	沖縄	犬	犬のほえる声がうるさいと腹を立て、他人の家に侵入し子犬を殴ったとして、沖縄署は 3 日、器物損壊と住居侵入の現行犯で住所不定無職の男（59）を逮捕した
27	2007/1/26	読売新聞	栃木	ウサギ	26 日、宇都宮市の小学校の中庭のウサギ小屋付近で、ウサギの頭部が放置されているのを、出勤してきた女性臨時職員（26）を見つけ、栃木県警宇都宮中央署に通報した。署員が調べたところ、頭部のほかに、脚 2 本、頭部のない別のウサギの死体も見つかった。同署は何者かがウサギを殺したとみて器物損壊の疑いで調べている。
28	2007/2/4	日刊スポーツ	愛知	ニワトリ	4 日、愛知県一宮市の小学校のグラウンドで、鶏 1 羽が足や腹などを焼かれた状態で死んでいるのを、遊びに来ていた児童が発見。一宮署は器物損壊事件として調べている。
29	2007/2/7	産経新聞	大阪	ハト スズメ 犬	大阪府摂津市の公園で 7 日、ハトやスズメの死骸が大量に見つかり、落ちていたコメを食べた犬 2 匹が死んだと通報があった。コメには青い粉がかかっており、毒物の疑いがあるとみて摂津署が器物損壊容疑で捜査を始めるとともに、府警科学捜査研究所で鑑定している。
30	2007/3/17	毎日新聞	愛知	犬	愛知県岡崎市で、落ちていたソーセージのようなものを食べた犬が死んだことから県警岡崎署が 17 日に鑑定したところ、農薬が付着していたことが分かった。同署は悪質ないたずらとみて器物損壊容疑で調べている。
31	2007/3/28	時事通信	大阪	犬	28 日、大阪府枚方市の民家の犬小屋の中に、青い粉末が入ったちくわ 2 本が置かれているのを住人の女性（55）を見つけ、枚方署に通報した。飼い犬は 27 日に急死しており、同署は犬が毒物を食べた可能性もあるとみて、器物損壊容疑で調べている。

刑法（器物損壊罪）					
	日付	新聞社	地域	動物	内 容
32	2007/6/30	日刊スポーツ	愛媛	犬	愛媛県で民家の飼い犬を撲殺した疑いで、男が捕まった。最近、現場周辺では犬が殺されたり、虐待される事件が相次いでいた。松山南署に器物損壊容疑で逮捕されたのは、松山市 無職、男性（34）。
33	2007/8/25	産経新聞	大阪	犬	大阪府枚方市の女性方の敷地内で、飼い犬がパンを食べた後に泡をふいて死んだことが25日、分かった。食べ残しから緑色の粒が見つかり、枚方署は何者かが毒入りのパンを与えた疑いがあるとみて器物損壊容疑で捜査を始めた。
34	2007/10/23	産経ニュース	兵庫	ハト 猫 ニワトリ	兵庫県加古川市の小学校2年生、女兒（7）が刺殺された現場に近い空き地や民家のガレージで23日、首を切断されたネコやハトの死骸が相次いで見つかった。22日にニワトリの死骸2羽が放置された現場にも近く、加古川署は同一人物による犯行の可能性もあるとみて、器物損壊容疑で捜査している。
35	2008/3/23	読売新聞	埼玉	インコ	22日、入間市久の幼稚園庭の動物飼育小屋内で、飼育していたインコなどの小鳥7羽のうち5羽が死んでいるのを女性教諭（23）がを見つけ、110番通報した。狭山署は何者かが、この穴から手を入れ、強く握ったり、工具のようなもので殴ったりして小鳥を殺したとみて、器物損壊容疑で調べている。
36	2008/6/14	毎日新聞	福岡	ウサギ ハムスター インコ	福岡県警折尾署は13日、北九州市八幡西区内の小学校などへの侵入を繰り返し、ウサギなどの飼育動物を殺害するなどしたとし、同区の塗装工の少年（16）を窃盗と器物損壊容疑などで福岡地検小倉支部に書類送検したと発表した。同様の非行事実で、後輩の中2の男子生徒（13）を同市の児童相談所に送致した。調べでは、少年らは昨年12月上旬～今年2月26日の夜から未明にかけて、同区内の小学校や幼稚園など6施設に侵入。ウサギ2匹、ハムスター1匹、インコ1羽を鈍器で殴ったり、握りつぶすなどして殺害した疑い。また、同区の無職男性（72）方の玄関ガラスを割り、ウサギの死がいや玄関先に置き、小学校の職員室などからパソコン5台など（時価53万円相当）を盗んだ疑い。少年は5月16日、別の窃盗容疑で緊急逮捕された。福岡地検小倉支部は同28日に窃盗の非行事実で福岡家裁小倉支部に少年を送致し、現在は観護措置中。
37	2008/7/15 2008/10/4	読売新聞 毎日新聞	愛知	犬	散歩中の他人の愛犬をけり殺したとして、愛知県警は15日、名古屋市千種区、会社員男性（44）を器物損壊の疑いで現行犯逮捕し、名古屋地検に送検したと発表した。発表によると、容疑者は今月13日、同区の歩道で、男性会社員（40）が連れていた飼い犬を右足でけり、死亡させた疑い。（2008/7/15 読売新聞） 器物損壊と動物愛護法違反罪に問われた同区、元会社員、男性（44）の判決公判が3日、名古屋地裁であり、裁判官は「うつぶんを晴らしたいという動機は自己中心的。我が子同然に育てていた飼い主の悲しみは大きい」などと懲役6月、執行猶予2年（求刑・懲役6月）を言い渡した。（2008/10/4 毎日新聞）
38	2008/8/17	産経新聞	熊本	犬	熊本県警多良木署は16日、近所の住民の飼い犬を毒殺したとして、器物損壊容疑で同県、無職、男性（72）を逮捕した。調べでは、容疑者は近所の自動車解体業の男性（38）が飼っている雄の雑種犬に対し、門の鉄格子のすき間から、市販の殺虫剤を染み込ませた魚の骨を与えて殺した疑い。
39	2008/11/12	共同通信	埼玉	チャボ	11日、埼玉県ふじみ野市の小学校の飼育小屋で飼っていたチャボ3羽が、首を切られるなどして死んでいるのを職員が発見、東入間署に届けた。同署は器物損壊事件として調べている。
40	2009/2/23	読売新聞	愛知	ウサギ ウコッケイ	22日、愛知県日進市内の小学校の飼育小屋で、ウサギ3匹とウコッケイ1羽が死んでいるのを女子児童らが見つけた。愛知署の発表によると、飼育小屋を囲む金網が折り曲げられ、ウコッケイは腹に犬の歯形のようなものがついていて、同署では何者かが金網を折り曲げ、動物を入れた可能性があるとして、器物損壊容疑で調べている。
41	2009/3/23	産経新聞	青森	犬	青森県弘前市の民家で飼っているポメラニアン2匹が散歩後に相次いでけいれんを起こすなどして死んだことが23日分かった。弘前署は毒の入ったものを食べさせられた可能性があるとして、損壊事件として調べている。
42	2009/4/1	読売新聞	愛知	ウサギ	1日、愛知県日進市内の小学校で飼育小屋の金網がこじ開けられ、ウサギ5羽が死んでいるのを女性教諭（23）が見つけた。愛知署の発表によると、飼育小屋は金網の柵で囲われていたが、地面から約50cmの高さまで金網がこじ開けられ、中にいたウサギ約15羽のうち、5羽が死んでいた。5羽には動物にかまれたような傷があり、小屋の中に犬とみられる足跡が複数あったという。同署は、何者かが金網を壊して小屋に動物を放った可能性があるとして、器物損壊容疑で調べている。同小では2月23日にも飼育小屋の金網が壊される被害があったほか、同小から約1キロ離れた同市岩崎町の小学校でも同22日、飼育小屋の金網が壊され、ウサギやウコッケイ計4羽が死んでいるのが見つかった。

刑法（器物損壊罪）					
	日付	新聞社	地域	動物	内 容
43	2009/5/14	毎日新聞	香川	ウサギ	12 日、さぬき市内の小学校の校庭にあるウサギ小屋の奥で、首を切られたウサギ 1 匹の死がいが見つかった。同校はさぬき署に通報。同署が器物損壊容疑などで調べている。同署によると、見つかったのは胴体部分で、鋭利な刃物で切られたと見られる。
44	2009/8/27 2009/9/11	毎日新聞	兵庫	牛	27 日、兵庫県三田市内の牛舎で、肉用の飼育牛 11 頭が切りつけられたと、管理人男性（57）が 110 番通報した。それぞれ額や鼻などに刃物によるとみられる長さ 10 ～ 20 センチの切り傷があり、県警三田署が器物損壊容疑で捜査を始めた。（2009/8/27 毎日新聞） 11 日、兵庫県三田市内の牛舎で、肉用牛 4 頭が切りつけられたと、管理人の男性から 110 番通報があった。うち 1 頭（1 歳）は後脚の足首を切りつけられて動けなくなっており、間もなく失血死した。同牛舎では先月 27 日にも 11 頭が刃物のようなもので額などを切られる被害があったばかり。県警三田署が器物損壊容疑で捜査している。（2009/9/11 毎日新聞）
45	2009/8/29 2009/9/2	毎日新聞 朝日新聞	熊本	犬	熊本県警熊本南署は 29 日、散歩中の犬が道路に置かれていた毒物入りとみられるパンを食べて死んだと発表した。飼い主の熊本市、飲食店経営の男性（62）が届け出て分かった。同署は悪質な器物損壊事件とみている。調べでは、男性は 27 日午後 4 時ごろ、自宅近くの白川堤防沿いの道路をゴールデンレトリバーを連れて散歩していた。犬は路上に置いてあったパンを食べ、家に戻ってから嘔吐などの症状が出て約 2 時間半後に死んだ。（2009/8/29 毎日新聞） 熊本市で 8 月、路上に落ちていたパンを食べた犬が死んだ事件があり、熊本県警が鑑定した結果、パンには劇物で殺虫剤成分のメソミルが含まれていることが 2 日、捜査関係者への取材でわかった。県警は何者かがパンにメソミルを含ませて放置した疑いもあるとみて、器物損壊容疑で捜査している。（2009/9/2 朝日新聞）
46	2009/11/5	読売新聞	大分	犬	3 日、大分県豊後大野市の男性（67）から「飼い犬が空き地に落ちていたパンを食べたら、口から泡を吹いて死んだ」と同県警豊後大野署に通報があった。同署はパンに毒物が入っていた可能性もあるとみて、器物損壊容疑で捜査している。

マスコミ報道された動物の遺棄・虐待及び関連法違反及び違反容疑一覧

③狂犬病予防法

狂犬病予防法					
	日付	新聞社	地域	動物	内 容
1	2003/9/8	神戸新聞	兵庫	犬	自宅で飼っているトイプードルなど小犬2匹に狂犬病の予防接種を受けさせなかったとして、兵庫県警暴対二課と伊丹署は8日までに、狂犬病予防法違反の疑いで西宮市、指定暴力団組長(67)を逮捕した。伊丹市内の同組事務所で飼育されている大型犬2匹も予防接種を受けておらず、同課などは既に別の同組組員(39)を同容疑で逮捕した。
2	2006/8/12	読売新聞	京都	犬	管理を怠った飼い犬が警察官にかみついたとして、京都府警堀川署は、飼い主の京都市中京区の無職女性(68)を過失傷害と狂犬病予防法違反の疑いで、近く書類送検する方針を固めた。この犬は昨年12月にも通行人にかみつぎ、市中京保健所は犬を鎖でつなぐよう指導していた。飼い主の女性は犬を市に登録しておらず、狂犬病の予防注射も受けさせていなかった疑い。
3	2007/4/9	毎日新聞	奈良	犬	飼い犬に予防接種を受けさせなかったとして、狂犬病予防法違反の罪に問われた奈良市、元弁護士、女性(71)に対し、奈良簡裁は9日、求刑通り罰金20万円、犬3匹の没収を言い渡した。判決などによると、被告は05年4～6月、生後91日以上飼った犬3匹に、同法で義務付けられている狂犬病予防接種を受けさせなかった。昨年12月に略式起訴され、同簡裁から罰金20万円の略式命令を受けたが、今年2月に正式裁判を請求していた。
4	2007/7/30	読売新聞	愛媛	犬	愛知県瀬戸市の空き店舗で放し飼いにされた大型犬グレートデン6頭が押収された事件で、県警生活経済課と瀬戸署などは30日、飼い主の住所不定、無職、男性(39)を狂犬病予防法違反(予防注射など)と動物愛護法違反(動物取扱業の登録)の疑いで逮捕した。調べによると、容疑者は犬を飼い始めてから同市に登録申請せず、年1回の予防注射を受けさせなかった疑い。また、県知事の登録を受けずに、昨年7月、鳥取県の男性ら2人にグレートデン2頭を計70万円で販売した疑い。県警は今年5月、同県尾張旭市で散歩中の主婦が複数の大型犬に襲われ、けがをした事件に絡み、グレートデンを押収していた。
5	2007/8/29	毎日新聞	北海道	犬	狂犬病の予防接種をせず、犬約180匹を放し飼いでいる石狩市厚田区の男性に対し、石狩市役所は24日、狂犬病予防法と道動物愛護条例に違反しているとして立ち入り調査を行った。市は男性に対し、敷地内から犬が外に出ないように措置を取り、繁殖を防止するため雄、雌を別々に飼育するよう文書で行政指導するとともに、来月7日までに「飼育改善計画書」を提出するよう求めた。約180匹の犬は登録も予防接種も受けていない。
6	2007/9/26 2009/9/28	読売新聞 東京新聞	東京	犬	東京都檜原村の山林内で多くの犬を放し飼いにしていたなどとして、警視庁五日市署は25日、東京都八王子市の自営業の男(56)を、都動物愛護条例違反と狂犬病予防法違反の疑いで東京地検八王子支部に書類送検した。調べによると、男は今年9月半ば、所有する山林内で、雑種犬27匹を放し飼いにし、つないで飼っていた犬を含む17匹に狂犬病の予防注射を受けさせなかった疑い。(2007/9/26 読売新聞) 東京都檜原村の山中で、野放しに近い状態で狂犬病の予防接種をせずに数十匹の雑種犬を飼っていたとして、警視庁五日市署は25日、狂犬病予防法違反や都動物愛護条例違反の疑いで、八王子市の自営業男性(56)を書類送検した。調べでは男性は1984年ごろ、稲城市で雌犬1匹を飼い始めたが、子犬が増えたため家を転々とし、最終的に八王子市に転居。犬が60匹ほどに増えた2001年、檜原村内の約5000平方メートルの山林を買い取って犬を移したという。調べに男性は「週に2.3回は水や餌をやりに来ていた」と話しているが、周辺にはドッグフードの空き缶が散乱、腐って悪臭を放つものもあった。(2009/9/28 東京新聞)
7	2007/10/2	朝日新聞	兵庫	犬	高級犬(アメリカン・アキタ)2匹を無登録で飼っていたとして、兵庫県警は2日、暴力団組長、男性(60)を狂犬病予防法違反(無登録)の疑いで逮捕。また、2匹を訓練のために預かりながら狂犬病の予防注射を受けさせなかったとして、トリマー養成学校学長の男性(44)も同法違反容疑で逮捕した。

狂犬病予防法					
	日付	新聞社	地域	動物	内 容
8	2008/5/3 ～ 2008/10/3	琉球新聞 産経新聞 朝日新聞	沖縄	犬	名護市内の自宅で 57 匹の犬を飼育している男性（49）の飼育方法や環境が劣悪で、動物愛護法や狂犬病予防法に違反しているとして、県や名護市が改善を求めて行政指導をしていることが 2 日までに分かった。県と市によると、周辺住民からは悪臭やほえる声がうるさいとの苦情も寄せられている。男性は 2001 年から、犬を飼い始め、現在 57 匹を飼育しているが、予防接種や飼い犬登録をしていないという。（2008/5/3 琉球新聞） 沖縄県動物愛護管理センターは 28 日、自宅で犬約 60 匹を飼育し、鳴き声で周辺住民の生活に支障が出ているとして、同県名護市の男性を動物愛護管理法違反などの疑いで名護署に告発した。（2008/7/28 産経新聞） 沖縄県警は 2 日、同県名護市の無職の男（49）を動物愛護法違反と狂犬病予防法違反の疑いで那覇地検名護支部に書類送検した。県警によると、男は 7 月 2 日、県動物愛護管理センターから犬をうるさくさせないよう動物愛護法に基づく命令を受けたのに、同月 15 日の期限までに改善しなかった疑いがある。また、47 匹に狂犬病の予防注射を受けさせず、市に 45 匹の登録をしなかった疑いもたれている。（2008/10/3 朝日新聞）
9	2008/5/27	京都新聞	京都	犬	京都府警組対二課と宇治署は 26 日、狂犬病予防法違反の疑いで、宇治市、建設会社社長男性（39）＝建設業法違反の罪で起訴＝を追送検し、ペット繁殖販売業の妻（39）を書類送検した。調べでは、2 人は 4 月下旬、自宅や宇治市の犬舎で飼育しているブルドックなど 28 頭を市に登録しなかった疑い。また、狂犬病の予防注射期間に 27 頭の予防注射を行わなかった疑い。
10	2009/3/2	共同通信	愛知	犬	愛知県稲沢市で 1 月、警察官らが大型の土佐犬に襲われた事件で、県警は 2 日、予防注射をしていなかったとして狂犬病予防法違反容疑で、飼い主の建築業の男（58）を書類送検した。送検容疑は 2007 年 3 月ごろ、自宅で生後約 2 カ月の雄の土佐犬を闘犬用に飼い始めたが、その後町への登録をせず、狂犬病の予防注射を一度も受けさせていなかった疑い。
11	2009/4/9	読売新聞	山形	犬	飼い犬に狂犬病の予防接種を受けさせなかったなどとして、県警は 7 日、鶴岡市内に住む 30 歳代の暴力団関係者の男を、狂犬病予防法違反の容疑で、地検鶴岡支部に書類送検した。捜査関係者によると、男が飼っていた秋田犬とグレートピレニーズの 2 頭について、鶴岡市に対し飼い犬の登録をせずに飼い、2008 年 4 月から 6 月までの間に定められた狂犬病の予防接種を受けなかった疑い。
12	2009/7/3	時事通信	沖縄	犬	飼い犬 47 頭に狂犬病の予防注射をしなかったとして、名護区検は 3 日までに、狂犬病予防法違反で、沖縄県名護市の廃品回収業男性（50）を在宅起訴した。起訴状などによると、容疑者は飼い犬 47 頭に、狂犬病予防注射を受けさせなかったほか、うち 45 頭について名護市に登録申請しなかったとされる。
13	2009/12/25	毎日新聞	兵庫	犬	兵庫県尼崎市の犬繁殖業者が、狂犬病ワクチンの接種や登録をせずに 300 匹以上の犬を無許可で飼育していた問題で、県警生活経済課などは 25 日、狂犬病予防法違反（未接種、無登録）と化製場法違反（無許可飼養）の両容疑で、犬繁殖業者などを家宅捜索した。

Ⅲ 英国における動物虐待判例

(RSPCA 機関誌 animal life より 文・写真はすべてRSPCA提供)

1. 犬を世話しなかった女性に禁止命令

2008年、クリーブランドに住む23歳の女性は、彼女の2頭の犬に不必要な苦痛を与えた事を認め、10年間すべての動物を所有することを禁止され、2頭の犬は没収された。

テーシッド治安裁判所は、RSPCA インспекターが被告の家に行き、2頭のアメリカンブルドッグタイプの犬一生後14〜16週齢と思われるオスの子犬タイソン（写真）とメスの成犬ゼナを発見したときの状況を審理した。2頭とも、臀部、背骨そして肋骨がはっきりと目視できるほど体重が減少していた。

インспекターは彼らを獣医師のところに連れて行き、そこで衰弱していると診断された。タイソンは咬み傷が原因と思われる膿瘍があり、またゼナには歯根膿瘍があった。2頭にはさらにノミが寄生していた。彼らは、RSPCA グレイトエイトン・アニマルセンター に運ばれ、そこで回復したタイソンの体重は2週間で65%増え、またゼナは同じ期間で23%増えた。被告はまた条件付免責も受けた。タイソンとゼナは新しい家庭に迎えられた。



2. 納屋に動物たちが置き去りにされた

2008年、ケントに住む一人の女性の庭の納屋から、65体もの死体あるいは死にかかっているペットが発見された後、その女性に生涯動物禁止命令が下された。

メドウエイ治安裁判所は、RSPCA インспекターがジリ

ングハムに住む被告が以前に住んでいた家の汚い納屋で、41匹のウサギ、20匹のモルモットそ



して4匹のハムスターを発見したときの状況について審問した。10×20フィートの建物には約50個の不潔なケージがあり、それぞれには糞にまみれた死骸あるいは生きている動物が入っていた。

RSPCA インспекターはアシスタントを呼び、同僚の助けを借りて29匹のウサギを急いで獣医に連れて行った。悲しいことに、残りの動物は死んでいた。3匹はこれ以上の苦痛を与えないために安楽死したが、26匹のウサギは生き残り、新しい飼い主へ譲渡された。

47歳の被告は、引越しをする前に動物を売り、納屋に彼らを置いていったと主張した。しかしながら、治安裁判所は不必要な苦痛を引き起こした罪があると認め、彼女に6ヶ月間の投獄、執行猶予2年の判決を言い渡した。また300時間の無償労働と500ポンドの裁判費用の支払いも命じた。

インспекターの話：「単に引越しをし、自分のすべての動物を後に残して、このように死なせることの出来る人がいることが信じられません」

3. クライムウォッチが事件を解決した

2008年、北ヨークシャーで小さな車両の中に34匹の猫と7頭



の犬を収容していた1組のカップルがハリファックスの治安裁判所によって4ヶ月間の投獄を言い渡された。

カップルは動物たちに不必要な苦痛を引き起こした15の罪科と彼らのニーズを満たす事を怠ったことに対する罪を認めた。

裁判所は、犬のうちの6頭と34匹の猫がキルビーモアサイドにあるキャンプ場のキャラバンの中でカップルと一緒に生活していた所を発見された状況について審問した。7頭目の犬はキャビンの外の小さなケージに収容されていた。

RSPCA インスペクターは、2007年5月17日に初めてキャラバンを訪問し、そこで、10匹の猫が6頭の犬と一緒にキャラバンの中で放されているのを見つけた。残りの24匹の猫は、キャラバンの中にある沢山の小さなケージに収容されているのを見つけられた。

動物たちは移されて、開業獣医師の診察を受けた。その獣医師は彼らが収容されていた状況がすべての動物に苦痛を与えていたと確認した。彼らはその後、リハビリテーションと譲渡のために、RSPCA に正式に引き渡された。

その後まもなくカップルは逃亡したが、RSPCA が BBC のクライムウィッチで訴え、それを見た人の情報のおかげで、キャラバンパークのそばで発見され、逮捕された。

2人とも生涯にわたるすべての動物飼育の資格を剥奪された。

4. 馬がフェアで溺死

2008年、カンブリアのアップルビー・ホース・フェアで馬を溺れさせたとして、ロンドンに住む男が、28日間の投獄と5年間の動物の飼育を禁止された。

カーリスルの裁判官は、トテナムに住む22歳の被告に、彼が2007年6月8日金曜日、エデン川の中に馬を引き込んだのは、“明らかにむこうみずな行為” だったと言った。

カーリスル治安裁判所は被告が100ポンドでその日の朝早く購入し、フェア

の終わりに売るつもりであった馬を深い水の中へと強要



し、そこで馬が溺れて苦しんでいる様子を見物人が恐怖のなかでどのように見ていたかを審問した。

検察官は、動物の頭のあたりにあった引き綱が不注意に結ばれていたため、それが馬の鼻と口の周りにすべり落ちてきて、馬にとっては息をするのが困難になったという聞き取りを伝えた。

被告は2007年11月13日にカンブリア警察と RSPCA の徹底的な協働捜査の後、警察官によって逮捕された。

判決の言い渡しの中で、地区裁判官は「究極のスポーツのように、あなたはこの馬を水の中に連れて行った。一方、私はこの行為は馬を死に至らしめるものとしてすべきでなかったことと解する。あなたのむこうみずな行為が馬の苦しみを引き起こし、そしてついに死に至らしめたのです」と言った。

地区裁判官はまた被告に以前裁判審理を欠席したとして14日間の投獄を追加し、さらに2時間裁判所への到着が遅れたことに対してさらなる14日間の同時執行の判決を下した。

RSPCA インスペクターの審理の後の話：「心を乱されるケースに対して今回は納得のいく結果でした」

5. 輪ゴムで断尾

2008年、ヘレフォードシャーに住む母親と娘は断尾の罪を認め、ワトフォード裁判所の裁判官によって5年間動物を飼育することを禁止された。

共にボービンドンに住む59歳の母親と彼女の24歳になる娘は、各々400ポンドの罰金と裁判費用として100ポンドの支払いを命じられた。

2人は、3頭の子犬が生後10時間の時に、輪ゴムを使って不法な断尾をしたことを認めた。2人はまた、子犬に対する適切な環境の提供あるいは目や耳の状態に対しての獣医療の提供を怠ったことも認めた。

現在、ワーキングドッグでない限り、犬の断尾することは獣医師を含め全ての人にとって不法行為である。獣医師は、純粋に医学的理由あるいは飼い主がその犬がワーキングドッグとして使用される犬であるという証明を提示することが出来る場合にのみ断尾をすることができる。

6. 引越しの後、猫が残された



2008年、引越しをして自分の猫を置き去りしたブラックバーンに住む男性が、彼の猫ファッジを遺棄したことを認め、100ポンドの裁判費用の支払いと12ヶ月間の条件付免責を課された。

バーンリー治安裁判所は、RSPCA インスペ

クターが、心配した一般人からの通報を受けて、29歳の被告が以前住んでいた家に行った時、どのような状態であったかを聴取した。建物はRSPCAによって6日間封鎖されたが、その間その封鎖は壊されずに残った。ファッジは開いている窓から自分自身で出たり入ったりし、近所の住民が彼に餌を与えていた。

インスペクターの話：「この男がしたことは、完全に無責任な行為です。人々は法律のもと、自分たちの動物のニーズを満たさなければならず、それを怠ることは犯罪なのです。幸運なことに、私たちがファッジを発見したとき、彼は良い健康状態でした。しかし、もし私たちに電話がなかったら、またご近所のサポートがなかったら、違う結果になっていたでしょう」

7. 新しい法律でウサギが救われた

2008年、スタフォードシャーに住む一人の女性は、自分の2匹のウサギに不必要な苦痛を与えたことを認め、全ての動物の生涯に亘る飼育を禁止された。タムワース治安裁判所は、スノーウィとサムに関してRSPCAから証言を聞いた後、タムワースに住む46歳の被告に判決を下した。2匹のうちの1匹は、大変な過長歯であり、また2匹とも敷きワラがほとんどなく、わずかしかな水と餌という最

低レベルの生活環境であった。

被告は、動物福祉法のもとで、ウサギの歯を切る事を怠ったため

に不必要な苦痛を引き起こし、不適切な状況で彼らを飼育して、ウサギのニーズを満たさなかったという2つの罪科を認めた。

被告はまた2年間の条件付免責を課され、裁判費用のために307ポンドの支払いも命じられた。

スノーウィとサムは、正式にRSPCAに引き渡され、回復後、新しい飼い主のもとに譲渡された。

RSPCA インспекターの話：「ウサギは沢山の世話と日々の配慮を要求します、もしあなたがこれらを提供できないのなら、あなたは動物愛護団体の助けを求めるか、もしくは彼らのために、新しい飼い主を探す努力をしなければなりません」



8. 世話をされず放置され、死が間近に迫った犬

2008年、ノッティンガム在住の女性は5頭のジャーマン・シェパードの世話を怠ったことを認め、生涯にわたる全ての動物の所有禁止・70日間の執行猶予が言い渡され、12ヶ月間の社会監察命令が下った。

ノッティンガム治安判事は、RSPCAからバスフォードにある被告の家で犬を発見したいきさつを聴取した。ノッティンガムシャー警察の協力を得て、インспекターは犬たち



を保護し、直ちに獣医師の下に連れて行った。

犬たちはとても瘠せていて、糞尿にまみれていた。中でも、タイガーという名の犬が最もひどい状態であった。彼女は1歳少々だが、衰弱していて身体は下痢に覆われ、獣医師によると、死まで後2日ほどであったようだ。動物病院ではタイガーは座っていることができず、平らに横になっているしか出来なかった。一度立っても、数歩で倒れてしまった。彼女は11.2キログラムしか体重がなかった。これは同じ年齢の健康なジャーマン・シェパードのほぼ半分の体重である。タイガーは、フードを与えられ、シャンプーをされて、点滴を受けた。獣医師は彼女に高カロリー食を1日5・6回に分けて与えた。

タイガーは、1ヶ月でほぼ体重が2倍になり、他の3頭と同じように、新しい家庭に迎えられた。悲しいことに、5番目の犬は亡くなった。

9. ホーダーが動物を取り上げられる



2008年、サセックス州在住の男性が、飼っていた100頭以上の動物の世話をせずに放置したことを認め、向こう5年間全ての動物の飼育を禁止された。イーストボーン治安判事は、イーストボーン在住の60歳の被告が100頭以上の鶏・ウサギ・モルモットをどのように飼育していたかを聴取した。動物たちはRSPCAへの通報によって発見された。被告は360ポンドの罰金と250ポンドの費用の支払い及び5年間の全ての動物の飼育禁止を言い渡された。全ての鶏、ウサギ、モルモットはRSPCAに引き取られた。残念ながら、数頭の動物は獣医師のアドバイスで安楽死をせざるを得なかったが、残りの全ての動物は新しい飼い主に迎えられた。チーフインスペクターは「これは限度を超えた数の動物を飼育して、適切な世話ができなかった事例だった」と語った。

10. 7頭の馬が苦痛を受けた

2008年、ミッド・グラモルガン在住の男性が、7頭の馬の福祉に必要なニーズを確保しなかったことを認め、生涯にわたる馬の飼育禁止と5千ポンドの費用の支払いを言い渡された。マウンテンアッシュ在住の38歳の被告がヘレフォード治安判事の下に現れたときには、動物福祉法2006第9条に基づく4つの容疑がかかっていた。



RSPCA インспекターは、ヘレフォードシャー・レッドベリー近郊のブルムズベローにあるラッセルズエンドファームの牧場を訪れ、7頭のウェルシュ・マウンティン・ポニーが著しく痩せていて、獣医師のケアが必要な状態であることを発見したときの状況を証言した。馬たちは被告の所有であった。

2頭は獣医師のアドバイスによって安楽死をせざるを得なかったが、残りの馬たちはヘレフォードシャーにあるブランズビー・ホーム・オブ・レスト・フォー・ホースに保護した。

インспекターは「彼が生涯、馬を飼育できなくなったことはとても良かったと思う。かなりの期間馬たちは不必要な苦痛を受けていたのだから。動物の飼い主は、動物たちに獣医療的ケアを確保する義務がある。特に何かいつもと違う兆候が見えたら、獣医師の診療を受けさせなければならない。RSPCAとして、この事件に関してずっとサポートして下さったブランズビー・ホーム・オブ・レスト・フォー・ホースに感謝したい」と語った。

11. 劣悪な繁殖に対して生涯の飼育禁止



2008年、ノッティンガムシャー在住のビジョンフリーゼを繁殖販売していた女性2人は、動物福祉法2006に対するいくつかの違反を認め、生涯にわたる動物の飼育禁止を言い渡された。また、ダービー治安判事はロング・イートン在住の30歳の被告と44歳の被告にそれぞれ200時間の社会奉仕とRSPCAのコスト750ポンドの支払いを命じた。

2〜7歳の6頭の犬と、5ヶ月齢の3頭の子犬が飼育されていた。被告たちは、犬が痩せて、毛はマット状、爪も伸びすぎているという治療の必要な状態にもかかわらず放置した。どの犬も全て毛がひどいマット状になり、顔を被い、特にバーティーとデイジーはマット状の毛が目被いほとんど見えない状態であった。

RSPCA インспекターは「このような不快と苦痛のうちに犬を放置することに対するどんな言い訳も認められない」と言った。

名前をここに書けないティーンエイジャーも同じく罪を認め、5年間の動物の飼育禁止と費用200ポンドの支払い、9ヶ月間の youth offending report を言い渡された。

12. 夫婦に飼育禁止

2008年、エセックス在住の夫婦が、彼らが飼育していた鳥たちの世話をしなかったとして鳥類・爬虫類・昆虫

類の飼育を生涯禁止された。

44歳の夫と48歳の妻は猛禽類を集めていたが、その飼育管理は劣悪で、家のとても汚い小さなケージで飼っていた。

夫婦はそれぞれ2ヶ月の保護観察・執行猶予1年と費用2,844ポンドの支払い、夫は100時間、妻は60時間の社会奉仕を言い渡された。

13. ゴルフクラブで殴った男性が5年間の禁止令を受けた



2008年、シェフィールドに住む男性が、彼の犬、オスのジャックラッセルテリアが吠えたため目が覚めてしまったとゴルフクラブで殴ったことを認め、5年間の全ての動物の飼育を禁止された。ベンという名のその犬は、その攻撃で頭蓋骨を複雑骨折した。

ウェストフィールドに住む42歳の被告はシェフィールド治安裁判所に出廷し、彼はまた、3ヵ月間、夜8時から朝7時の間の夜間外出禁止の判決を言い渡され、300ポンドの訴訟費用支払いを命令された。

RSPCA のチーフ査察官の話：「これは生命に関わる外傷で、残忍な攻撃だ。ベンは単に犬がすること吠える一をしたというだけで、結果的に広範囲な手術と治療を受けなければならなかった。この対応は完全に不当である。彼はベンを殺していたかもしれない」

ベンは頭部のでっぺんに2つの深い裂傷を受けていたので、痛み軽減、検査そして入院のために地域の動物病院に連れて行った。レントゲンには外科手術が必要な2か所の頭蓋骨骨折が確認された。

ベン RSPCA に正式に引き渡され、十分に回復したあと譲渡された。

14. やけどを負わされた子犬が譲渡された

2008年、ケントに住む一人の女性は、偶発的に熱湯がかかり、やけどで苦しんでいた自分の6週齢の黒のラブラドルの子犬をそのままにして、不必要な苦痛を与えたことを認めた。

ブロムリーの治安判事は、ブロムリーに住む34歳の被告が、偶然にもその子犬に沸騰した水をひっくり返し、その後、治療のために子犬を獣医師に診察してもらうことをしなかった状況を審問した。

RSPCA 査察官（写真）は、子犬をすぐに獣医師のところに連れて行き、そこで子犬は3週間の集中治療を受けた。

インスペクターの話：「心配した人から我々が連絡をもらった時には事故から5日経っていたが、飼い主には子犬を獣医師のところに連れて行くという意味が依然としてなかった」

被告は2年間の条件付免責と250ポンドの訴訟費用の支払いを命ぜられた。子犬はその後、RSPCAによって、素晴らしい家庭を見つけてもらい、今はパーティーと呼ばれている。



15. 判決と資格剥奪が延長された

2008年、RSPCA がかつて調査した中でも最も残虐であった闘犬において、その審査員をしていた一人の男性の6か月間の投獄判決が延長され11か月間になった。ちょうど5ヶ月前に、不必要な苦痛を与えたこと、闘犬で手伝いをしたこと、そしてピットブルテリアを所有したことに對し

て、最初の判決が言い渡されていた。

にもかかわらず、バーミンガムに住む33歳の被告は、その判決を無視し、闘

犬用犬ピットブルテリアと一台の犬訓練用踏み車を所有。5年間の犬所有の資格剥奪に違反したことに對してバーミンガム治安裁判所は、5か月間の投獄という判決を言い渡した。そして、彼が元来受けていた犬の飼育に對する5年間の資格剥奪は、10年間に延長された。

2006年2月5日に、バーミンガムのアラムロックにあるキッチンショールームで開催されていた闘犬大会で致命的な傷を負った2頭の犬を置き去りにした。1頭は103もの傷を負い、もう一方は21の傷を負っていた。

見物人によって記録されていたこの闘犬大会は2時間以上続き、キッチンユニットと踏み車で作られた間に合わせの闘犬場の周辺に26人もの男が集まって見物していた。一般市民の通報で警察が大会進行中に闘犬を発見した。

RSPCA の特別オペレーションユニットのチーフ査察官の話：「犬を所有し、各々を引き裂くよう訓練するというような事は、我々の社会で存在する場所はない。RSPCA はこういった人々を見つけ出し、裁判所に彼らを突き出すためにできることは何でもするつもりです」

16. 子犬を殴った罪で15年間動物飼育禁止命令



2009年、ケンブリッジシャーに住む男性2人は16週齢の子犬を殴り、打撲傷を与え、骨折したまま放置したことに対して判決を言い渡された。

スタンフォードに住む20歳の被告は罪を認めた。彼は21週間の投獄、執行猶予12か月という判決を受け、さらに15年間の動物飼育禁止、120時間の無報酬労働、700ポンドの訴訟費用の支払いを命令された。

同じく被告である、バストンに住む18歳の被告は子犬を叩いていないと否定したが、有罪と判明した。彼もまた、15年間の動物飼育禁止、80時間の無報酬労働、250ポンドの訴訟費用の支払いを命じられた。

グラントハムの治安判事は、警察が、心配した近所からの通報を受けた後、どのようにその子犬、ミンティーを、スタンフォードの所有者から救出したかを審問した。裁判所は、警官たちが、後ろ脚に怪我を負い、一方の脚は通常のほぼ2倍に膨れ上がった状態で食器棚に隠れて縮こまっていたその犬を見つけた経過を審問した。

獣医師の診断で、ミンティーは明らかに別々の機会に起こった骨盤と脚の骨折が発見された。加えて、彼の左の脚とお腹は腫れており、挫傷があった。獣医師が確認した彼の身体には、数週間以上もの間、殴られたり、蹴られたりしたことと一致する外傷があった。ミンティーはアーチャーという新し名前を貰って、新しい家庭に譲渡された。

17. みずぼらしい子猫を救助した



2009年、ハンプシャーに住む猫のブリーダーは、不必要な苦痛を引き起こし、また彼女が飼育している11匹の猫のニーズを満たすことを怠ったとして、5年間の猫の飼育禁止、135ポンドの罰金、そして200ポンドの裁判費用の支払いを命令された。アルダーショットに住む47歳の被告はペットショップに販売するために子猫を繁殖していたことを認めた。

アルダーショットの治安判事は、RSPCA 査察官が被告の家で猫を発見した状況を審問した。全てが FHV-1（ネコヘルペス）に感染していた。この高い感染性のある疾病は、不調、発熱、くしゃみ、咳、眼脂や鼻汁、結膜炎そして角膜潰瘍を引き起こす。それは、苦しくて子猫には致命的にもなり得る。悲しいことに、それらの子猫のうちの1匹は亡くなった。

6匹のみずぼらしい子猫は保護され、そして21匹の猫が RSPCA の管理下に正式に引渡された。査察官は、感染している猫27匹全てを協会のミルグルックアニマルセンターに連れていったが、センターはいっぱいだったので、スタッフは猫たちをより長期的な猫舎に移すことができるようになるまでの住居を提供するために、夜通しで働いて、一時的な隔離の猫舎を建てた。

有難いことに、残った21匹はすべて治療を受け、新しい飼い主に譲渡された。

18. ショーの審判員が投獄

2009年、ダービシャーに住む84歳のポニーショーの審判員は、RSPCA が英国における馬のネグレクトの最も悪いケースの一つとして摘発し、4か月間投獄された。

その女性はウエルシュポニー&コブ協会の著名な会員であった。それにも拘わらず、RSPCA のスタッフはアシュボーンの年金生活の住まいにある荒廃した馬小屋の中に、ネグレクトの深刻な状況にある31頭のポニーと馬、4頭の犬を発見した。

ダービーの治安判事は、2フィートの高さに積もった排泄物の中で、絡みついたマット状の外皮、腐食した歯、呼吸器を患い、そしてその蹄は“アラジンの上靴”のよ



うにらせん状に捻じれ、ぞっとする程不格好であったやせ衰えたポニーを査察官が発見した状況について審問した。

蹄が26インチもの長さになっていた—それらは通常大体4インチの長さである—1頭の栗毛の牡馬は、安楽死させなければならなかった。

他の何頭かのポニーは、正しく歩く事ができず、数年もの間に亘って苦痛を強いられていたと判断された。

彼らは、汚れた水だけを飲み、糞と敷き藁不足で横になることもできなかった。

4匹のジャックラッセルテリアは歯肉に酷い疾病を患い、他にも健康問題を抱えているような状態で猫キャリーの中に詰められているのを発見された。1匹の犬は痛みのため、食餌をする時、鳴き声を上げていた。

悲しいことに、7頭の馬と2匹の犬は、獣医師のアドバイスにより安楽死処置を施した。

被告は、不必要な苦痛を与えた8つの訴因と動物福祉のニーズを満たさなかった5つの罪科についての罪を認めた。スタフォードシャー・ロセスターに住みやり馬の世話の手助けをしていた彼女の娘もまた、不必要な苦痛を与えたとする3つの訴因と動物福祉のニーズを満たさなかった2つの罪科を認めた。彼女は4か月の投獄、1年間の執行猶予の判決を言い渡され、200時間の無償労働を命令された。

2人とも生涯動物を飼育することを禁止された。24頭の馬と2匹の犬は RSPCA によって、譲渡された。

19. OAP は、自分の犬を飢えさせたことに対してタグを付けた

2009年、西ヨークシャーに住む年金受給者は、彼の犬に不必要な苦痛を与えたこと、そして犬の理想の体重の半分以下にして飢えさせたことを認め、生涯動物を飼育することを禁止された。バスターという名のラチャー犬は RSPCA が介入した時、かろうじて立っている状態だった。

ブラッドフォードの治安判事はまた、ブラッドフォードのムーア地区に住む、73歳の被告に対して、夜8時から朝8時までの4か月間外出禁止令、そしてタグを装着すること、そして250ポンドの訴訟費用の支払いの判決を言い

渡した。

RSPCA 査察官の話：「私が最初にバスターを見た時、恐ろしい状態であった。彼の体のほぼ全ての骨が彼の皮膚を通して認識でき、そして、彼はとても弱っていたので、自分の体重をほとんど支えることができなかった。もしあの時私たちが介入していなかったら、彼は生きてはいなかったでしょう」



獣医師の証言によると、バスターは少なくとも13週間の間、フードを与えられていなかったか、あるいは長い間全く不十分な餌しか与えられていなかった。彼は、入院時体重が11.5kgだったので、すぐに点滴をしなければならなかった。食餌を少しずつ増やして3ヵ月後、バスターの体重は標準の23.6kgに戻った。

査察官の話：「この犬は、飼い主の眼前でほぼ餓死するところであった。それでも飼い主は何もしなかった。ここで起こった事に何の言い訳も出来ない」

バスターは今は新しい飼い主に迎えられた。

20. ネグレクトに 10 年間の飼育禁止

2009年、ノッティンガムシャーに住む38歳の女性は、彼女が自分の2匹のネコ、ティガーとトリークルに対し、彼女が不在であったことで不必要な苦痛を与えたことを認め、マンスフィールドの治安判事によって、10年間の動物飼育禁止、220ポンドの訴訟費用の支払いを命じられた。

やせ衰えたティガーは被告の家の床で死んでいる状態で発見され、トリークルも大変やせ衰えて脱水していたが、生きていた。

獣医師はトリークルが少なくとも3週間は苦しんでいた

ろうと証言した。

トリークルは新しい家庭に迎えられた。

21. 子犬たちは骨と皮だけだった

2009年、グリニッチに住んでいる男性は、彼の家で犬達を飢えさせ、子犬に対し不必要な苦痛を与えたことに対する3つの罪と動物の福祉を確保しなかったことに対する1つの罪を認めた。

被告は「3頭の雑種の子犬は、以前自分の家に住んでいた他人の所有であったので、子犬に餌を与えるなど自分の仕事ではないと思っていた」とウールウィッチの治安判事に話した。彼はゆっくりと餓死するよう、子犬達をケージに閉じ込めて放置した。

RSPCA 査察官が到着した時、彼は4日前に朝食のシリアル

を子犬達に与えたと話した。

査察官の話：「子犬達は本当に餓死寸前でした。彼らは骨と皮だけでした」約3ヵ月齢の子犬たちは回復し、RSPCAを通して素敵な新しい家族が見つかった。

被告は5年間の動物飼育を禁止され、18ヵ月間の保護監察と200時間の無償労働、3,250ポンドの訴訟費用支払いを言い渡された。

22. ハリーポッターフクロウの飼い主が収監された

2009年、映画「ハリーポッターと炎のゴブレット」に使われたフクロウのうちの何羽かが、RSPCAによって救助され、リハビリテーションを受けた。そして、その飼い主は起訴された。

西ヨークシャーに住む51歳の男性は、彼が不必要な苦痛を与えたとして9つの罪と、50羽以上の猛禽類や鶏に対する動物の福祉を確保しなかったことに対する8つの罪を認め、12週間収監され、5年間の全ての動物の飼育を禁止された。鳥の中には、映画のフィルムで使われたアメリカワシミミズクやベンガルワシミミズクも含まれていた。



裁判所は、RSPCA 査察官がどのようにウエイクフィールドの自治体のアニマルヘルス・インスペクターからウエイクフィールドにあるオールルドパークファームへ呼び出されたかを審問した。RSPCAの査察官が到着した時、彼らは20羽のハヤブサ、12羽のハリスホークス、11羽の鶏、6羽のフクロウそして5羽のコンドルが劣悪な状況の中にいた。何羽かは、自分の汚物にうまっており、また他のものは、やせ衰え、何羽かの鳥は脚の怪我を放置され苦しんでいた。

全ての鳥は、RSPCA に所属していない獣医師によって治療がなされた。獣医師はかれらの住環境が原因で動物たちが苦痛を受けたこと確認した。

悲しいことに、3羽は状態があまりに深刻なために、獣医師のアドバイスにより安楽死しなければならず、また別の1羽は状態が悪くて亡くなった。残った鳥たちはRSPCA に正式に引渡され、譲渡された。

審問の後の RSPCA 査察官の話：「これらの美しい鳥たちが自分の汚物の中で転げ回り、そして怪我をしたり病気になるまで状態を悪化させられていたというのは、とてもショッキングなことです。世話を怠り、故意に無視をすれば、動物たちに本当に悲惨な生活を引き起こすということ以外は何もありません」

23. 汚物の中で飼育されていたペットたち

2009年、RSPCA が“ホーダー”と称していた西ヨークシャーに在住の一人の女性は、1羽のウサギと1匹のモ

ルモットに対して不必要な苦痛を与えたとして有罪となった。

24歳の被告は彼女の自宅に多数の動物を飼育していたが、RSPCAはウサギとモルモットが最も被害を受けやすい状態であると感じた。

RSPCA 査察官は「被告の近所の一人からの情報の提供に従い、被告の家を訪問して、不潔で完全に不適切な環境で動物が飼育されているのを発見した」とブラッドフォードの治安判事に話した。

ペットは、彼らが直立することができないほどの狭苦しい箱に入れられ、しっかりとドアでそれら全体を閉じ、光も空気もまったく入らない状態で飼育されていた。

何度かの訪問といくつかのアドバイスの後、査察官はウサギとモルモットを別の場所に移した。被告はその動物たちの引き渡しを承認し、動物たちは RSPCA で世話された後、譲渡された。

ブラッドフォードの治安判事は、無罪であると申し立てていた被告に120時間の無償労働と553ポンドの訴訟費用の支払いを命じた。

24. 「訓練士」が競技を引退したグレイハンド犬を飢えさせた

2009年、何年もの間グレイハウンドのレースに出場し、犬の所有もして、訓練士としても知られているグロースタシャーに住む男性は、彼の犬に対し、適切な食餌と新鮮な水を与えることを怠ったために、生涯動物を飼育することを禁止された。

サーセンセスターに住む50歳の被告は、18か月間の保護監察と18か月間の社会奉仕、100時間の無償労働、さらに500ポンドの裁判費用の支払いを命じられた。

チェルトナムの治安判事は、どのように以前レースに出



場していたグレイハウンドのタラが被告の家のそばでよろよろ歩いている所を見つかり、動物病院に連れて行かれ、直ちに点滴処置されたのかを審問した。タラはひどく脱水しており彼女の理想体重の2分の1以下の体重であった。獣医師は彼女が数週間に亘って不十分な食餌のため苦しんでいたであろうと言った。

被告はタラを3ヵ月前に譲渡したと主張し、無罪であると抗弁した。しかし、何人かの証人 - タラを見ていた被告の集合住宅に住む職人たちも含む - が被告に反対する証言をするために裁判所に来て、彼の無罪の主張は有罪へと転じた。

減刑を求めるため、被告は彼が経済的問題を抱え、不景気に苦しんでいたと言った。

タラの写真

は判事に配られ、裁判長は「画像を見ることが私たちも実際に病気にさせられるようだ」と言った。

タラは引退グレイハンドトラストによって世話をされ、そこですぐに回復し、被告が所有していたもう1頭の競技グレイハウンドと一緒に新しい家族が見つかった。



25. 生涯の禁止命令

2009年、イルクストンに住む42歳の夫と34歳の妻は、彼らの6か月齢の仔猫、ティガーを痛み、怪我そして病気から護ることを怠った罪で、生涯動物を飼育することを禁止された。

ダービーの治安判事は、ティガーが5つもの怪我 - 股関節骨折を含む - を負っていたことについて審問した。その怪我はあたかも交通事故が原因のようなものだったが、ティガーは室内飼育だった。

無罪を主張していた夫婦は、それぞれ訴訟費用として250ポンドの支払いを命じられ、夫は12か月間の保護監察、妻は180時間の無報酬労働を命じられた。ティガーは譲渡された。

26. 夫婦が RSPCA のアドバイスを無視

2009年、ダービーシャーのひと組の夫婦は、彼らの2頭の犬に対して、不必要な苦痛を与えたことを認め、生涯に亘る金魚以外のすべての動物の飼育禁止を言い渡された。

30歳の夫と23歳の妻は、さらに各々200時間の社会奉仕と500ポンドの訴訟費用の支払いを命じられた。

ダービーの治安判事はデーモン（ジャーマン・シェパード・クロス）がその夫婦の家の裏手にある、床が糞と尿で



覆われていた檻で発見された状況を審問した。

デーモンには食餌、水、寝床が全くなかった。シャヌック（ハスキータイプの犬）は、短い鎖で外に繋がれているのを発見された。シャヌックは移動できないように窓も閉められた中に閉じ込められている状態であった。

シャヌックは座ることはできたけれども、鎖が短か過ぎて横になることはできなかった。彼には、水、避難場所そして食餌は与えられていなかった。

RSPCA 査察官は犬の飼い主に、ペットに対しての適切なケア方法をアドバイスしていたが、1か月後、同意のもとに再査察に行った際、状態が明らかに悪化しているのを確認した。

査察官の話：「動物福祉法はペットが実際に苦しむ前に、彼らの生活を向上するための飼い主への手助けを我々がすることを認めている。つまり、私たちは事が起こった時に起訴するというためだけでなく、動物の苦痛を防ぐために存在しているのです」

2頭の犬は、RSPCA によって新しい家族のもとに譲渡された。

27. 女性の飼っていた35匹のペットが救出された

2009年、サフォークに住む一人の女性は、11匹のネコ、7羽の雌鶏、2羽のウサギ、2匹のモルモット、1羽のオカメインコ、2羽のセキセイインコ、4匹のハムスター、2匹のラットそして4匹のマウスに対して必要な福祉の対処を怠った罪を認め、2年間のすべての動物の飼育禁止を言い渡された。



ニューマーケットに住む36歳の被告は「適切な食餌と見合った環境を35匹の動物に与えていた」と怠慢を否定した。動物たちは警察官によって、被告の前の住所から移され、RSPCA で世話されている。

RSPCA 査察官は、4羽の雌鶏が生活していた外の小屋は全く換気がされておらず、動物や鳥の多くが非常に劣悪な状態で生きていたとウイスベクの治安判事に話した。1匹のマウスは2匹の他のマウスの死体と共に汚れたガラスのケージの中で発見され、また9匹の猫は床が猫の尿と糞だらけの寝室で発見された。

動物たちは水や食餌のないまま、少なくとも48時間の間放置されていた。動物のほとんどは現在、RSPCA によって新しい家族のもとに譲渡された。

28. 今や馬たちは回復した

2009年、西ヨークシャーに住む一人の女性は、3頭の馬に不必要な苦痛を与えたと認め、生涯の馬飼育禁止を言い渡された。

ブラッドフォードの治安判事は、街に住む24歳の被告がトングにあるレイクスファームにいかにも劣悪な状態で馬

たちを放置していたかを審問した。

RSPCA 査察官が馬たちを発見した時、彼らは、削瘦、ねじれた蹄、肺気腫そして皮膚の感染症を含む沢山の健康を害した状態で苦しんでいた。全ての馬は体が排泄物で厚く覆われ、劣悪な環境にいた。彼らが数か月の間苦しんでいたのは明白であった。

被告はまた、200時間の社会奉仕、2年間の保護監察そして300ポンドの訴訟費用の支払いを言い渡された。

この事例の馬たちは、正式に RSPCA に渡され、十分な回復の後、新しい飼い主のもとに迎えられた。



29. 生涯飼育禁止命令違反で執行猶予取り消し

2009年、ダービーに住む34歳の女性は、動物飼育の生涯禁止命令の違反を認め、2年の間執行猶予中であつたが、その執行猶予を取り消され、10週間の投獄の判決を言い渡された。彼女はさらに、10週間の夜間外出禁止命令と989ポンドの訴訟費用の支払いを命ぜられた。姓が変わった被告は、以前、ウサギを苦しめたという理由で2006年に飼育禁止命令を受けていた。しかし、2009年の1月に、彼女は家で1匹の猫を飼育しているのを発見された。猫は RSPCA に渡され、新しい家族のもとに譲渡された。

30. 男はさっさと引っ越したが、後に犬が残された

2009年、サフォークに住む男性は、彼の14歳になるスパニエル・アルフィに不必要な苦痛を与えたことを認め、3年間のすべての動物飼育禁止命令、315ポンドの罰金、そして729ポンドの訴訟費用の支払いを命ぜられた。

ベリー・セントエドモンドの治安判事は、52歳の被告がアルフィを後に残して、新住所に彼の荷物を運び出した状況を審問した。3日後、土地管理人が、衰弱、脱水して非常に痩せている犬を発見した。

RSPCA 査察官は急いで犬を近くの獣医に連れていき、犬は救命救急の医療をうけ、幸運にも完全に回復した。

査察官の話：「この事例で最悪なことは、被告人が犬を置き去りにした場所から僅かハーフマイルの場所に住んでいながら、犬に飲み水を与えるために帰ることさえもしなかったことです。アルフィはもし見つけれなかったら、死んでいたでしょう。しかし生きていたということでは、彼は水と食餌がなかったことで、3日以上もの間苦しんだということです」

彼は病院の看護師の中の一人の母親に引き取られた。彼女の話：「アルフィはとても愛くるしく忠実な犬です。私の他の2頭の犬と2匹の猫ともとてもうまくやっています。けれども、彼は耳が聞こえません。だから私たちは外に散歩に出る時は、身ぶりの言葉にたよっています。さらに、彼は暗闇が嫌いなので私は彼のために毎晩明かりを点けっぱなしにしているの。そうすれば、彼は絶対に満足ですね。彼は扉が閉まるというのも好きではないのです。犬たちも古い記憶が突然誘発されるような状況になるというのは人間と同じであると私は思っています」



付 録

英国動物福祉法2006第51条により任命された動物査察官が、
動物に対する責任者に改善指導を行うときに使用する様式（英国環境食料地域省作成）

動物福祉法 2006, 第 10 (1) 条 改善勧告

官庁印

第一部

固有参照番号：

日付：

A _____ 殿（勧告を受けた人物の氏名）	C 飼い主（異なる場合）
B 住所：	D 飼い主の住所（明らかな場合）

第二部

動物の責任者が、良い飼養管理に必要とされる、全ての状況における適切な動物のニーズの保障に必要な手段を講じなければ、動物福祉法 2006（以下「法」）第 9 条に違反することになる。法における動物のニーズには、以下のものが含まれる：

- 適切な環境に対するニーズ
- 適切な食餌に対するニーズ
- 通常の行動パターンを表現するニーズ
- 必要であれば、他の動物と一緒にもしくは隔離した生活環境に対するニーズ
- 痛み、苦しみ、怪我及び病気から保護されるニーズ

第三部

法の第 51 条により任命された動物査察官である私、（ ）は、法の第 10(1) 条に基づき、この勧告の第一部の A 欄に記入した人物に対して勧告をする。下記の動物に対して、法の第 9(1) 条が遵守されていないという意見をここに表明する。

動物の詳細（適切であれば、特定の場所を含めること）（種、数、性別、個体識別番号、他）

法の第 9(1) が、以下の形で遵守されていないと思われる：

第四部

法の第9(1) 条を遵守するために、第五部で明記した期間までに、以下の手段が講じられなければならないと思われる：

上記と同じ効果をもたらす手段を講じることも可能である。法を遵守するために同等の効果をもたらす手段があると考えられる場合、その旨を査察官に相談すること。

第五部

第四部に明記された手段は以下の期間までに講じられなければならない：

時分：_____ 日付：_____

上記の日時までには第四部に明記された手段を講じなかった場合、法の第 9(1) 条のもと起訴される場合もある。

起訴された場合、以下の罰則が科せられる可能性がある。

● £5,000 以下の罰金及び・または

● 6 か月以下の懲役

(i) この勧告の原因となった不遵守または (ii) その不遵守の継続に対しての、法第 9(1) 条違反の刑事訴訟は、第五部において明記された期間前に行われることはない。第五部において明記された期間前に本勧告において明記された手段が講じられれば、(i) この勧告の原因となった不遵守または (ii) 勧告に明記された手段が講じられる以前の、その不遵守の継続に対する、法第 9(1) 条違反の刑事訴訟は行われない。

署名：	正式な住所：
氏名 (活字):	
日付：	
時分： 午前・午後	電話番号：

署名 (受理者): _____

氏名 (活 字): _____

Ⅳ 動物の遺棄・虐待の防止に向けて

「動物の愛護及び管理に関する法律」によって、愛護動物の遺棄・虐待に対しては、罰則が定められていますが、これらの罰則が適用されるときには、動物はすでに苦痛の内にあり、死亡・予後不良の状態になっていることもあります。人が飼育している動物たちは、人によってその環境・生活・生きることを管理され、野生動物のように自分たちでそれぞれのニーズを充足させることはできません。飼育されている動物のニーズを満たすのは、動物を飼育している者の責務です。それによって初めて人と動物が共に幸せに暮らせるのです。

1. 普及啓発・教育

動物たちのニーズが満たされるよう配慮することは、動物の遺棄・虐待を未然に防ぐことに繋がります。それには、生命尊重・動物福祉・飼い主責任の普及啓発と教育、そして、早期介入・改善指導・改善支援の仕組みづくりが最も重要と思われます。教育だけでは、目の前で苦しんでいる動物を救うことはできません。

普及啓発・教育については、誰もが、人と動物が共に幸せに暮らす社会の構築には欠かせない重要な要素と考え、実際、各自治体をはじめいろいろな組織や団体が行っております。それぞれ工夫をこらして取り組んでいるところですが、さらにこれらの組織・団体が互いに情報交換や連携していくことが課題と考えられます。学校教育においても、生命の大切さを学び、思いやりの心を育むことを目的として動物の飼育を行っていますが、動物についての情報・知識が十分ではない状態で飼育を始め、人手や専門家のサポートがなく、目指すような教育になっていないところも見受けられます。学校や家庭だけでなく、いろいろな場で、いろいろな機会を捉えて教育や啓発をしていく必要があります。このためには、行政、教育の専門家、獣医師会のような動物の専門家、動物愛護団体、動物愛護推進員及びボランティア等が、協力・協働し合うことで、正確で幅広い教育や啓発を広く浸透させることが可能になると考えます。町内会のような小さな単位を対象にすることもあって、地域を超えて大きく連携し合うこともあるでしょう。行政がコーディネーターとなって、まずは声掛けをして集まってみることが有効な場合もあります。「3人寄れば文殊の知恵」で良いアイデアが

生まれるかもしれません。確かなネットワークは心強いサポーターです。

2. 早期介入・改善指導・改善支援

次に、早期介入・改善指導・改善支援の仕組みづくりについて、教育の場合と同じように動物愛護担当行政だけでなく、獣医師会のような動物の専門家、動物愛護団体、動物愛護推進員、ボランティア、公衆衛生・環境衛生の担当者、警察、時には消防や人の福祉関係者・精神衛生の専門家等がネットワークを組み、それぞれの事例ごとに協働出来るようにしていくことが有効です。事例ごとに協働の規模は変わってくるでしょうが、ネットワークの各参加者の専門性、権限、できることできないこと等を明確にし、法律・条令・基準等を駆使して事例に当たることも大切です。改善が必要な動物の飼育状況に関する情報は、地域住民やボランティアから入ってくることが多いと思われますが、飼い主の属性や動物の状態の程度は様々です。まずは、状況の確認ですが、相手によっては行政担当者がいかなければならない場合もありますし、動物愛護推進員のような方々にお問い合わせできる場合もあると思います。また、一回のアドバイスで改善されることもあれば、回を重ねなければならないケースもあると思います。統一された改善指導フォームのようなものも有効な場合があるかもしれません。状況の確認によって得た情報に基づき、介入・改善指導が必要か、ネットワークのどのメンバーの協力が必要か、どのような方法をとってどのような状態までにするのか、改善指導後の確認等々を話し合い、情報を共有することで行政だけで考えているより問題解決の道筋が見えてくる場合もあると思います。難しいケースもあると思いますが、知恵と知識と人手が集まれば力になります。

教育・啓発と早期介入・改善指導・改善支援の仕組みができ、機能すれば、動物の遺棄・虐待を未然に防ぐことが可能となり、動物も人も快適に暮らせるようになると思います。そのために、動物愛護推進員の存在は重要です。動物愛護推進員による活動をさらに推進すると共に、推進員のレベルアップを図り、これらの仕組みの地域の要となって活躍していくことを期待します。

V 参 考

1. 動物虐待とは	40
2. 動物の福祉とは	40
● 5つの自由：	41
● 5つのニーズ：	41
● 5つの飼い主責任：	41
3. R. ロックウッド博士	
「アニマルホルダー（劣悪多頭飼育）」講演要旨	42
4. 犬-タフツ・アニマル・ケア&コンディション尺度(TACC)	46

1. 動物の虐待とは

積極的（意図的）虐待	ネグレクト
やってはいけない行為を行う・行わせる	やらなければならない行為をやらない
・ 殴る、蹴る、熱湯をかける、動物を闘わせる等、身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行為 ・ 暴力を加える ・ 心理的抑圧、恐怖を与える ・ 酷使 など	・ 健康管理をしないで放置 ・ 病気を放置 ・ 世話をしないで放置 など

動物自身の心身の状態・置かれている環境の状態によって判断される。

◎ 動物の苦痛：

- ・ 苦痛は広範な感情の不安な状態であり、痛み、不快、傷害、疾病、失調、極度の疲労、恐怖、社会的仲間の喪失、その他人間が気付いていない状態としても現れる。
- ・ 動物の苦痛をいうときに、今までは、一般的に肉体的な痛みしか取り上げられてこなかったが、今では精神的苦痛も重要視されている。

2. 動物の福祉とは

○ 福祉の定義：

肉体的・精神的に十分に健康で、幸福であり、環境にも調和していること。

○ 動物のニーズ：

人間以外の動物の一生の基本的ニーズ（生理的、環境的、心理的、社会的）は人間と共通しているが、飼育下あるいは人間によって制限された環境にいる動物たちは、これらのニーズを自身で満たすことができない。これらの状況において、人間は出来る限りその動物が苦痛を受けずに生活が出来るようにする義務がある。

○ 動物の福祉はそれぞれの動物の一生の基本的ニーズを満たすことである。

○ 動物の福祉は感情の問題ではなくて行動規範である。

● 5つの自由（5フリーダム）：

1 飢えと渇きからの自由

4 恐怖や抑圧からの自由

2 不快からの自由

3 痛み、負傷、病気からの自由

5 自然な行動をとる自由
(本来の習性を発揮する)

● 5つのニーズ：

1	適切な環境	温湿度、設備、用具など、 動物にとって快適な生活環境を作る。
2	適切な食餌	健康維持のために適切な食餌と水を与える。
3	通常の行動パターンを 表現すること	各動物の本能・習性に合った 自然な行動が行えるようにする。
4	他の動物と一緒にもしくは 隔離して生活すること	習性に応じて、 群れあるいは単独で飼育する。
5	痛み、苦痛、外傷や疾病から 守られること	ケガや病気から守り、病気の場合には十分な獣医療を施す。 また、恐怖や精神的な苦痛（不安）を与えないようにする。

● 5つの飼い主責任：

- 1 きれいな水と適切な食餌を与えること。
- 2 個体に合った、快適な環境を与えること。
- 3 予防的獣医療と迅速な診断、治療を与えること。
- 4 同種その他の個体と適切な接触の機会を与えること。
- 5 避難スペースと人や動物との接触を避ける場所を与えること。

3. R. ロックウッド博士「アニマルホーダー（劣悪多頭飼育）」

～講演要旨～

米国では劣悪多頭飼育者のことを、**アニマルホーダー**と呼ぶ。「ホーダー」はごみや物を捨てられずに集めてしまう精神的病理のある人に対して使われる専門用語であり、これが**劣悪多頭飼育者**に当てはめられ、アニマルホーダー（以下ホーダー）と呼ぶようになった。

2004 年の動物との共生を考える連絡会主催のセミナーにおいて、ランダル・ロックウッド博士（米国人道協会：H S U S）がホーダーについて講演された内容を以下のとおり紹介する。

◎ホーダーの定義

- ◎多数の動物を飼育している（何頭かは一概には言えない）。
- ◎動物に対し、最低限の栄養、衛生状態、獣医療が提供できない。
- ◎動物の状況悪化への対応ができない。
- ◎環境悪化に対応できない。
- ◎本人や同居人の健康や幸せにマイナス効果が生じていることに対応ができない。

◎ホーダーの特質

ホーダーには、不妊・去勢する人が非常に少なく、自家繁殖で終りのない悪循環になる。犬も多いが猫の場合が一番ひどい。各個体に割ける時間が削られ、ほとんど動物病院に連れていけなくなる。中には、獣医師が多頭飼育を当局に報告すると思込み、数頭ずつ病院を分けて連れて行く人や数頭の特別な動物だけ連れていく人もいる。動物にはかなりストレスがかかる。

ホーダーは、大体 2/3 ～ 3/4 が女性で全体の 2/3 は未婚者。年齢は 50 ～ 60 代かそれ以上がほとんどであるが、その資質は 20 ～ 30 代から始まる。動物のケアができず、動物の苦しみが見えないのだから、教育レベルは高く、教師、看護師、獣医師など他者にサービスを提供する職業が以外と多い。

<ホーダーの3大特徴>

①動物のケアがそのひとの頭の中で大部分を占め、時間と収入を動物のためにほとんど使う。

②支える人が周囲にいる。親族に認めてくれる人がいたり、スタッフやボランティアがいる場合もある。ホーダーは行政から動物を引き取るなど、行政が支えていることもある。そして、世間一般が「動物を助けるいい人。問題犬も幸せに終生飼育される所」と理想的イメージを持ち、支える。

③自身の物理的な状況や環境等に意識を配ることは全くしない。また、動物収集に留まらず、周りに捨てられないものを沢山積む。

動物保護家とホーダーの大きな違いは、ホーダーは新しい飼い主探しをほとんどしないことである。例えば、「私しかこのコのケアのコツを知らない」など1頭1頭譲渡できない言い訳を作る。愛護団体や動物行政に対し疑心暗鬼になり、介入者は動物を取り上げ、全部安楽死したに違いないなどと考え、愛護団体が手伝おうともうまく通じず、状況は改善しない。

ホーダーにとって、動物が生きていること以外関心がなく、病気に対して最小限の評価しかしない。そして、メディアや一般に「自分は動物のためにしている、動物なしには生きられない」と動物好きの顔を売り込む。

ホーダーは終生に亘り、監督、管理体制のもとに置かなければ、動物を取り上げてもほぼ全員が同じ事を繰り返す。

◎ホーダーの環境及び公衆衛生の問題

検証した49件のうち、77%以上が家の中が非常に散らかり不衛生であり、69.4%は人間の生活区の中に動物の排泄物が溜まっていた。59.3%は動物の死骸が家の中にあった。機能するトイレ、洗面所、台所、暖房の設備がなく、冷蔵庫が壊れていることは、様々なケースの共通点でもある。

糞尿が蓄積すると様々な感染症の温床になる。病気の動物や死骸が放置されるとさらに悪化し、ホーダーや周囲の人間が死に至ることもある。

動物の中だけで感染する病気はさらに深刻である。ほとんどの猫の劣悪多頭飼育では、白血病、猫エイズ、上部気道疾患が蔓延し、多くの猫は安楽死をせざるを得ない。犬は病気から回復する確率が猫より高いものの、行動問題を抱える場合が多い。

動物の排尿によりアンモニアが空気中に放出され、非常に毒性レベルの高い家もある。米国労働衛生基準委員会の労働現場におけるアンモニアの基準は、空気中の濃度が50ppmを超えてはならず、300ppmを超えると死に至るほど重大な障害に繋がる可能性があるとしている。

◎ホーダーの精神性

ホーダーを精神科の疾患に当てはめるなら、1つは強迫神経症(OCD)がある。OCD症例のうち約2割に収集癖があり、そこに動物も入る。OCDの精神状態は、手放すことは自分の一部を切り取ることで、手放した物は抹殺されるに等しいと考えている。OCD患者の約2/3が女性で、発症は20代後半～30代である。収集癖はOCD症状の一部として表れることがあるが、2つをイコールでは結べない。OCD患者は精神科に助けを求めるが、ホーダーは自分の問題に対する洞察力がなく、我々が助けるべき時にできない。

OCDもホーダーも、非常に多くの人が親・伴侶の死や離婚等の大きな喪失感から始まっている。

◎法的措置の現状

ホーダーを告発すれば、ホーダーが必要な物理的・心理的フォローが受けられ、仮に有罪判決に執行猶予がついても、その人を法の監視体制のもとに置ける。しかしながら、動物虐待防止法違反でホーダーを告発するのは難しい。精神的疾患のため問題が生じているのだが、それ自体がまだ定義されておらず、意図的に動物に苦痛を与えたという意識がない。また、裁判続行中の何か月もの間、数百頭もの動物をシェルターに抱えるという金銭的問題は、行政や地元の愛護団体が即告発を支持できない理由の一つでもある。さらに、正しい知識を持たない一般大衆が「動物を救おうとただけではないか」と告発人を責め、裁判官自身もそう思いこむケースもあり、これらも裁判や告発を困難にする。

◎ホーダー問題の長期解決策

ホーダー問題を解決するためには、様々な関係団体や関係部署が関わる長期的ケアシステムが必要である。

様々な役所の連携強化により、動物虐待や人間の犯罪の問題に包括的な対応が出来る。ホーダーや繁殖場、農場、レジャー施設等での劣悪飼育に対する告発の場合、自然災害時の時と全く同じ対応が必要となる。自然災害発生時には、人間の避難に合わせ、その人たちの動物の避難施設や獣医師等の専門家を置く準備をどれくらいできるかを緊急検討するが、ホーダーの場合は、それらに加えて、犯罪としてどのように告発していくか、精神衛生の専門家をどこで介入させるかを考える。

◎改善のために作業部会を機能させる

まず作業部会を作り問題への対応を考える。人間と動物の健康と安全の確保を最大の関心事とする。そのために、作業部会は抜き打ち査察の権限も持つべきである。

●作業部会

- ・動物管理行政
- ・消防署や警察等（民衆の安全を確保）
- ・公衆衛生の担当者
- ・老人福祉局、福祉保険局（社会福祉サービス）
- ・住宅管理の担当者
- ・精神衛生の専門家
- ・裁判所
- ・動物の専門家および動物福祉の民間団体
- ・一般市民、ボランティア、その人の家族、友人の支援

●その人と動物の安全と福祉を守ることに関し、作業部会で最初にリスクを評価する。

リスク評価（例）

〈動物について〉

- ・死にそんな動物や今すぐ治療が必要な動物はいないか

〈人について〉

- ・人間は病院に入るべきか
- ・精神衛生の専門家は関わる状況か、どのような専門家が実際入るか
- ・その人がその地域で住む、またはとりあえず職を確保するだけの緊急対策ができるか

〈住宅について〉

- ・そのまま人や動物がいられる家屋の状況か、人も動物も家屋から出さなければならないか
- ・家屋から出さなければならない場合、人と動物の行き先はどうするか

〈法的根拠について〉

- ・飼い主が積極的に動物の所有権を放棄するのか、しない場合動物の没収はできるのか、どの法律を使うのか
- ・その人が動物や財産を手元に置くのは不適格という判断が裁判所を通してできるのか
- また、もし不適格な場合、どんなサービスで人と動物のケアができるか

リスク評価後、誰がいつ何をするという対処の計画を作る。作業部会内でだれかがその調整をし、その後の評価もする。作業部会がどんな管理体制を引くか、またその作業分担も予め決めておく。様々な分野で努力が重複しないようにする。皆が自分の役割分担を果しながら、自分が見たことを報告し合う。

（例）

- ・ ホーダーが数頭の動物を手元に置くことが許される場合、地元の愛護団体やボランティアが監視の一環として隔月で動物を見に行く。
- ・ 動物関係者が行かない月には、福祉相談員が行き、その人の生活が軌道に乗っているか相談にのる。
- ・ 福祉相談員が行き、子猫をまた拾っていた事実がわかれば、愛護団体に報告し、愛護団体が見に行く。愛護団体も確認したなら、新たな動物を入れたから裁判所命令で動物を没収させてほしいと裁判所に言うことができる。（告発への一歩）

作業部会はまだ極限の状態でないホーダーや予備軍に対しても早期に検討し、行動を起こす。

- ・ 相手にわかるように改善目標を設定し、時間制限の中でこれだけはしてくださいとアドバイスを継続して行う。
- ・ その過程において、専門家が我々の作業部会にいるので助言や手伝いができることを相手に伝えていく。
- ・ 提示した改善命令に相手が従わないと何が起るかを事前に相手に知らせる。また、それをしないと法律違反になり、作業部会がどんな対応をするか明確に理解させる。
- ・ これだけの監視体制が敷かれ、命令が下っているという新たな認識を相手に持たせ、状況悪化の抑止効果を発揮する。

〈資料〉動物虐待防止法違反で告発された 56 件のデータより

- ・ ホーダーのほとんどが 50 歳代女性
- ・ 動物の種類は大半が犬猫
- ・ ホーダーの数 1 人－ 64.3%
夫婦－約 32%
- ・ 大半は軽犯罪として対応（実刑判決は下らず、罰金が千ドル以内）
- ・ 以前にも動物虐待で告発された経歴あり－ 39%
- ・ 心理的な評価を裁判前に行うという命令が下った－ 26%
- ・ 裁判後に心理鑑定を行うという命令が下った－ 18.6%
- ・ 無罪を主張－約 30%
- ・ 動物虐待防止法違反で有罪判決が下った－ 48.2%（うち約半数が動物の死骸が目につくところにあった）
- ・ 動物虐待防止法以外の法律違反－約 75%は有罪判決
- ・ 実刑判決－ 40.5%（ほぼ全部が執行猶予付きの 6 ヶ月以下の懲役）
- ・ 6 ヶ月～ 10 年間の監視体制に置かれた－ 38%（これが一番望ましい）
- ・ 一定期間の社会奉仕活動を裁判所命令として下された－ 9.3%（シェルター等での奉仕はむしろホーダーの意識をさらに悪化させる）

4. 犬・タフツ・アニマル・ケア&コンディション尺度(TACC)

*パトロネック, GJ: A manual to aid veterinarians in preventing, recognizing and verifying abuse. AHA, 1997 参照。

①身体的状態の尺度 ②気候における安全性の尺度 ③環境状態の尺度 ④身体的なケアの尺度

これら4つの得点(スコア)をベースにネグレクトのリスクを評価する。

①身体的状態の尺度

(長毛種においては、要触診。状態は、各犬種の通常の身体的状態と照らし合わせた上で解釈すべきである。)

●やせ衰え、やつれている状態

- ・一見ただけで、骨が突出した状態がわかる。
- ・身体に脂肪がついていることが認められない。
- ・筋肉の質量が激減していることが明らかに認められる。
- ・著しい腹部のくびれと砂時計型の身体。

5



●著しく標準体重を下回っている状態

- ・肋骨、腰椎、骨盤が見ただけで容易に確認できる。
- ・触って確認できる脂肪がない。
- ・多少の筋肉の質量の減少。
- ・目立った腹部のくびれと胴まで続いている砂時計型の身体。

4



●やせている状態

- ・腰椎の表面が目で確認でき、骨盤が目立ち始めている。
- ・肋骨は、容易に触って確認できる、もしくは触れずに見ただけで確認できる。触っただけでは脂肪がついていることは確認できない。
- ・胴と腹部がくびれているのが明らかである。
- ・筋肉の質量のわずかな減少。

3



●標準以下の体重でやや、やせている状態

- ・最小限の皮下脂肪。肋骨には容易に触れることができる。
- ・腹部のくびれが確認できる。
- ・ウエストが上から見たときに、しっかりと確認できる。
- ・筋肉の減少はない。
- ・猟犬のような身体が細い犬種においては標準的な体形。

2



●理想的な状態

- ・余分な皮下脂肪はついていなく、肋骨に触れられる。
- ・側面から見た時に、腹部が少しくびれている。
- ・上からみると、肋骨の後部にウエストが確認できる。

1



②気候における安全性の尺度（犬のサイズにあわせ、斜めの線からのスコアを当てはめる）

● 暖かい、もしくは暑い時

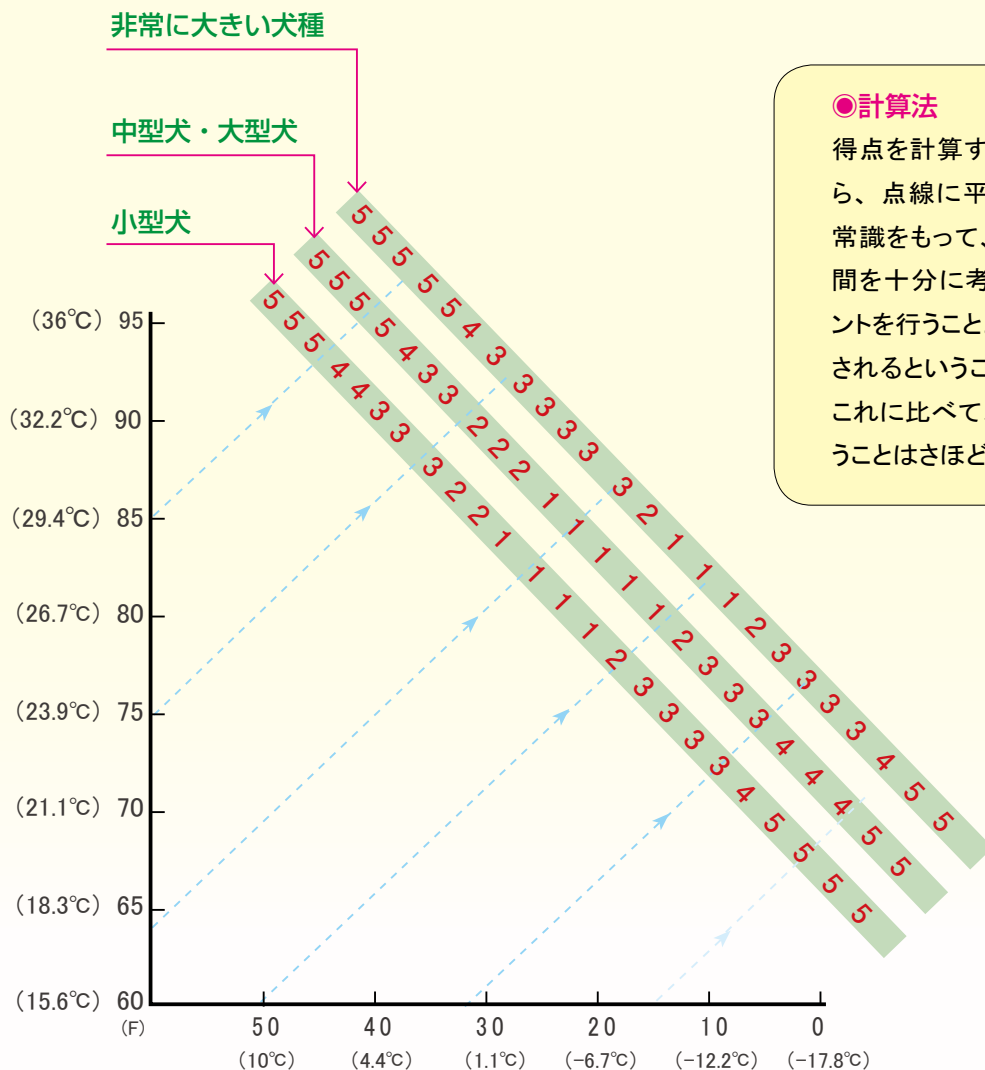
- ・水が飲める状態であれば、1点引く
- ・犬が日陰にいて、直射日光から守られている状態であれば、1点引く
- ・犬が短頭症であれば、1点足す
- ・犬が肥満状態であれば、1点足す

● 涼しい、もしくは寒い場合

- ・小型犬であれば、1点足す
- ・雨・みぞれに犬がさらされている状態であれば、2点足す
- ・北国の犬種、もしくは毛深い犬種であれば、1点引く
- ・適切な犬小屋と寝床があれば、1点引く
- ・寒い気候に順応した犬である場合、1点引く

● 全ての気候において

- ・犬が月齢六ヶ月以下の場合、もしくは高齢犬の場合、1点足す



● 計算法

得点を計算するには、現在の気温の位置から、点線に平行した線を引き点数を定める。常識をもって、犬がその気温にさらされた時間を十分に考慮した上で、リスク・アセスメントを行うこと。例えば、短時間で高温にさらされるということは、命に関わりかねないが、これに比べて、同じ時間寒さにさらされるということはさほど危険ではない。

軸に記してある数値は、華氏（F°）で、犬がさらされている温度をあらわしている。

③環境状態の尺度

5

劣悪な状態

糞尿が何日間・何週間分もたまっている。呼吸が困難になるような悪臭。大量のごみがある状態。リラックスした姿勢で休むことや、通常の姿勢を保つことを妨げている、もしくは動物の身に危険が及ぶような状態、あるいは、これら全ての状態を満たしている。動物が糞尿、泥、よどんだ水との接触を回避することが困難、もしくは不可能な状態。餌と飲み水は汚染されている。

4

非常に不衛生な状態

糞尿が何日間分もたまっている。動物が、糞尿との接触を回避するのは困難な状態。リラックスした姿勢で休める状態、もしくは動物の動きを妨げるぐらいのごみの量がある。とがったものやガラスにより、動物が傷つく可能性がある。呼吸することが不愉快であるぐらいの悪臭。水溜りや泥を回避することが困難な状態。

3

不衛生な状態

何日間分かの糞尿がたまっている状態。動物が糞尿との接触を回避できる状態。においは多少気になる状態。ごみはあるが、それが、動物がリラックスした状態で休んだり、動物の通常の姿勢を妨げることはない。

2

最低基準ぎりぎりの状態

①の許容できる衛生状態より多少不衛生であるかもしれないが、ほぼ同じ状態。1～2日分以下の糞尿がたまっている状態。多少散らかっている。

1

許容できる衛生状態

乾燥していて、糞尿の無い環境。餌と飲み水は汚染されていない。リラックスした姿勢で休むこと、通常の姿勢を保つこと、動物の動きを妨げない環境であり、犬に害を及ぼすようなものが環境に存在しない状態。

「環境」とは、犬舎、サークル、庭、ケージ、納屋、部屋、縛り付けられている場所など、動物が大半の時間を過ごす場所のことである。犬を特定のカテゴリーに分類するには、上記の全ての状態を確認できなくてもよい。

④身体的ケアの尺度

5

劣悪な状態

毛玉と汚れで著しく不衛生で、それにより、通常の動作や視界が妨げられている状態。会陰部に糞尿がたまり、それによりただれている状態。毛が一枚のマットのようにつながっている。毛を完全に切ってしまう限り、グルーミングのできない状態で、毛玉の中にゴミが引っかかっている状態。爪は伸びすぎにより曲がっており、肉球を傷つけている可能性もある。こうなった場合、足が正常な位置におさまらず、歩行が困難、もしくは苦痛を伴うことになる。首輪やチェーンをつけている場合、首に食い込んでいる可能性もある。

4

不健康な状態

毛玉がたくさんあり、くしやブラシでからみ合った毛を元に戻すことは不可能な状態。毛玉の中にゴミが引っかかっている場合もある。毛をかなり切らないと、毛玉を排除できない状態。長く伸びた爪により、足が正常な位置におさまらず、通常の歩行の妨げになる可能性もある。糞尿により、会陰部がただれている可能性もある。首輪やチェーンをつけている場合、それはきつく、皮膚がすれている可能性がある。

3

ボーダーラインの状態

毛玉はたくさんあるが、毛を完全に切らなくてもグルーミング可能な状態。会陰部に糞尿がたまることはなく、それによるただれもない。爪はしばらく切られていない状態にあり、それにより犬の歩行が影響される場合がある。首輪やチェーンをつけている場合、少しきつめで、首の毛をすり減らしている可能性がある。

2

世話を多少怠った状態

毛は多少汚く、少し毛玉もあるが、すぐにもとに戻せる状態。ブラシやくしによりグルーミングができる状態。爪も切る必要がある。首輪やチェーンをつけている場合、その長さはちょうど良い状態。

1

適切な状態

清潔で、毛もその犬種に適した長さであり、ブラシやくしがすっと通る状態。爪は、床に触れない、もしくは床すれすれの長さ。首輪やチェーンをつけている場合、その長さはちょうど良い状態。



犬を特定のカテゴリーに分類するに当たって、上記のリストに記載されている全ての状態に当てはまらなくてもよい。尺度の使用者がどのカテゴリーに犬が最も当てはまるかを考慮すべきである。この尺度は、獣医療の必要な状態（骨折など）におけるアセスメントを行うためのものではなく、こういった場合、TACCの結果が必要なアセスメントの妨げになってはならない。

各尺度からの、TACCの得点の解釈

TACC の得点のアセスメントは、①身体的状態②気候における安全性③環境状態④身体的なケアのいずれかにおける得点（スコア）をベースにして行われる。多数

の尺度を用いた場合、最も高得点を記録した尺度の点数を用いてネグレクトのリスクを評価すべきである。多数の尺度における高得点は、一つの尺度でのみ高得点を記録した場合と比較して、より深刻なネグレクトのリスク、非人道的な扱いが存在する可能性を示している。

スコア	身体的状態、身体的ケア、及び環境状態の尺度	気候の状態の尺度
5 以上	著しいネグレクトと非人道的な扱い。動物を保護するべく積極的に動かねばならない、危機的状況。	生命にかかわるリスクが存在する。リスクを軽減するために、すぐさま介入が必要な状態（飲み水や寝床の確保）。
4	重度のネグレクトか非人道的な扱い（もしくは両方）の痕跡が明らかにある。（ただし、動物の状況に関しては、獣医学的な理由がある場合を除く。）早急な改善が必要な状況。	危険な状態になりつつある。リスクを軽減するため、早急な介入が必要（飲み水、日陰、寝床の確保、もしくは室内飼いにする）。飼い主に対して、リスクの警告を行い、必要な環境について説明する。
3	ネグレクトの指標が存在する。時宜にかなったアセスメント、改善か、状況のモニタリング（もしくはこの全て）が必要な状況。	犬種、時間帯、外飼いであるか否かにより、危険につながる可能性がある状況。飼い主に対して、リスクと必要な環境について啓発する。
2	世話を多少怠っているか、何らかの理由で動物にとって居心地の悪い状況。適切に評価し、飼い主と注意点について話し合う。必要であれば、飼育方法の改善について助言を行う。	リスクは低いですが、状況进行评估し、必要であれば、注意点や適切な環境に必要な点について、飼い主と話し合う。
1 以下	尺度をベースとした結果においては、ネグレクトが行われている痕跡はない。	リスク要因はない。

注意

TACC の得点は、ネグレクトの存在する可能性を評価するため、通報された動物虐待のケースに関する調査の優先順位を定めるため、そして調査機関がケースの内容をまとめるために用いるべき単純なスクリーニングツールである。TACC の得点は、獣医師や法的機関によるアセスメントの代用として用いられるべきではない。TACC の得点が低くても、虐待やネグレクトと判断される可能性があり、動物や環境の詳細な観察により獣医療が必要であると判断されることもあることを、常に念頭においておくこと。

平成 21 年度

動物の遺棄・虐待事例等調査報告書

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
電話:03-3581-3351(代)

請負者:
社団法人 日本動物福祉協会
〒141-0031 東京都品川区西五反田8-1-8 中村屋ビル
電話:03-5740-8856 FAX:03-5496-0930

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

